

令和元年6月定例会 常任委員会

商労文教委員会

委員長名	矢吹貢一
委員会開催日	令和元年6月28日(金)、7月1日(月)
所属委員	[副委員長] 坂本竜太郎 [委員] 渡部信夫 大場秀樹 紺野長人 佐藤政隆 西山尚利 神山悦子 斎藤健治 西丸武進



矢吹貢一委員長

(1) 知事提出議案：可 決…5件
：承認…1件

※[知事提出議案はこちら\[PDF\]](#)

(2) 議員提出議案：可 決…1件
：否 決…4件

※[議員提出議案はこちら\[PDF\]](#)

(3) 請 願：不 採 択…10件

※[請願はこちら](#)

(6月28日(金) 労働委員会事務局)

神山悦子委員

事務局長の説明で不当労働行為事件が2件あったとのことだが、内容を聞く。

また、労働相談76件の対応については理解したが、どのような相談があり、現状はどのようになっているか。

次長兼審査調整課長

不当労働行為事件2件のうち1件目については、申立人である労働組合が会社側に対し、さきを実施した団体交渉において合意した次回の団体交渉が実施されなかったことから、団体交渉を速やかに実施するとともに、団体交渉に当たっては、別途係属中の裁判を理由に交渉を拒否せず誠実に行うことを求めるものである。

もう1件は、申立人である労働組合が使用者側に対し、団体交渉において根拠となる資料を提示するように求めるものであり、団体交渉においては、労働者側の納得を得るよう努力するなど誠実に行うことを求めるとの内容である。

次に、労働相談の内容については、5月末で76件となっており、主なものとしては、退職や職場での人間関係、賃金未払いに関する相談が多い。特徴としては、4月に始まった働き方改革に関する質問等が急にふえたわけではない。昨年との比較でも、今述べたような相談が同様の傾向で続いている。

神山悦子委員

不当労働行為について、労働委員会としては、会社側が団体交渉に応じなかったのであれば応じるよう求めたと思うが、組合側がそれを不服として訴えているのは理解できない。どのような対応をしたのか。

労働相談について、人間関係の問題や賃金未払いがまだまだある状況は理解したが、退職に関する相談とは具体的に

どのようなものか。

次長兼審査調整課長

救済命令の内容については、組合側が平成30年4月11日付で申し入れた団体交渉に関し、会社側が裁判で係争中であることを理由に拒否してはならず、誠意を持って速やかに応じなければならないとの内容である。

裁判への対応としては、4月24日に訴訟が提起されたが、労働委員会としては、適切な救済命令と考えているため、使用者側の請求棄却を求めて現在係争中である。

退職に関する相談内容については、非常に多岐にわたっているため、具体的にまとめることは難しいが、退職に当たって経営者から述べられた内容について、その真偽の確認を求められたりする事例は多い。

神山悦子委員

退職に関する相談が多いとのことだが、中途退職や突然の退職を迫られることが多いのか。また、それは非正規雇用の場合に多いのか、正規雇用でもそうか。そうしたこともばらばらか。相談内容について再度聞く。

次長兼審査調整課長

退職に関しては、正規職員や非正規職員等さまざまな労働者からのさまざまな相談がある。

事務局長

最近の事例だが、若年者では、退職するかどうか悩んでいる方が身の振り方を考えるために相談に来る場合が多い。

ある程度の年齢の方になると、正規、非正規にかかわらず退職を一方的に言い渡され、自分としてもこれ以上勤める気がないため何とか有利に退職したいとの相談や、一方で退職させてもらえないとの相談もあり、その際には、こうした方法がよいとの案内等をしている。本当にさまざまな相談がある。

神山悦子委員

退職はその後の年金にもかかわってくるので、退職させようとする場合には1カ月間の猶予が必要など労働者は法的に守られているはずである。若年、壮年にかかわらず労働者が法的にきちんと守られるよう、今後ともいろいろと経営者、労働者に指示等を願う。

(6月28日(金) 教育庁)

神山悦子委員

学力向上の関係で、県独自の学力テストの状況と考え方を聞く。

ことしの4月11日に県独自の学力テストを行い、18日には全国学力テストがあった。学校現場は相当忙しく、子供たちも大変だったのではないかと思うが、現場ではどのような声が上がっているか。

義務教育課長

委員指摘のとおり4月11日に今年度が第1回となるふくしま学力調査を実施した。これは子供たちを全体で見ただけではなく、一人一人の伸びを見ていく調査となる。この点を最も重視しており、子供たちも自分の成長を見ることができ、保護者も見ることができる調査である。問題については、設問ごとに1～12の難易度を設定し、これを子供たちが解くことにより、自分は今どの辺の難易度の問題を解けるのかがわかる調査となる。

全国学力学習状況調査が翌週に行われる時期に学力調査を実施する理由についてだが、昨年度まではこの調査を11月に行っていた。しかし、11月では学習進度がばらつくことから、今年度は、前年度の学習内容を確認すべく4月に実施した。

教員の負担を考えた場合、4月は年度当初でもあり忙しい時期であることから、働き方改革を踏まえてその辺は十分考慮すべきと考えているが、実施に当たっては、問題作成や分析等には県教育委員会が携わることとし、できる限り学校に負担をかけない方法で進めていくことを考えている。

神山悦子委員

問題は教育庁で作成したとのことだが、誰が作成したのか。

また、そうして作成したものを今回の学力調査で使用したのか。

義務教育課長

問題の作成は業者が行うが、本県の義務教育課の指導主事や埼玉県教育委員会の職員も連携しながら作成にかかわっている。

神山悦子委員

今までにないものであるため、問題作成は大変だったと思う。この問題をもとに子供たちの学力を見ていくことになると思うが、毎年こうした形で行っていくのか。

義務教育課長

先ほど説明したように子供たちの伸びや成長を見ていく調査と考えているため、来年度も実施していきたい。

神山悦子委員

どういった問題が出題されたかについて、県議会や県民、保護者には示すのか。

義務教育課長

基本的に問題の内容は公表しないが、どういう問題があって、それをどう分析して今後生かしていくかについて、1問だけ選んで公表する。

神山悦子委員

教育長の説明では、夏休みの家庭学習に役立てるよう今回のテスト結果の個票を児童生徒に戻すとのことであるが、問題用紙も戻すのか、回答だけか。

初めてのことであり、本当に子供たちの役に立つのかさっぱりわからない。家庭学習や学校現場にどのように役立てるのか。

義務教育課長

この調査は非認知能力もあわせてはかる。非認知能力とは、例えば子供たちのやり抜く力、自制心、勤勉性、一生懸命頑張る気持ちなどである。その非認知能力と学力との相関を見ていく調査にもなっている。

神山悦子委員

それは、70問の設問があるほうだと思う。

子供の親からは、そちらの問題も大変だったと聞いている。学年によっても異なると思うが、時間もかかる上にどう答えてよいのかわからないものもあったそうである。70問は多過ぎるのではないか。学力を見ると言いながら、非認知能力のテストが70問もあるのでは何のために行うのかわからない。

義務教育課長

学校の声を見ると、確かに設問数が少し多いのではないかと、どう答えればよいのかとの質問があった。

今後、本県と埼玉県教育委員会で研究し、その辺を検討していきたい。

神山悦子委員

ぜひ現場の声を聞いて再考願う。多少でも調査が子供たちのためになればよいが、調査によって負担がふえるだけでは何のための調査かわからない。

また、学校現場からはいろいろな意見があった。テストの際、所定の場所にQRコードを張るだけでも大変だったと聞いた。しかもそのQRコードは個人の個票であり、子供たちの情報が全部入っている。これを誰が管理するのか。

こうした個人情報にかかわるものを民間の業者に全て任せ、教育庁は問題作成のみにかかわるとしたら、ここにも問題がある。QRコードの使用や、それによる問題をどう考えているか。

義務教育課長

委員指摘のとおり個人情報を守ることは大変大切な視点であり、十分な配慮が必要と考えている。

子供たちは、自分の番号等を書くかわりにQRコードを解答用紙に張りつける。QRコードは、そのままでは番号等の情報が業者に一切わからず、コードを読み込むことによってわかる仕様になっているため、個人情報を保護する視点で適切な方法と考えている。

神山悦子委員

情報については非常に大切である。業者はわからないとのことだが、QRコードは誰が読み込むのか。学校現場の教員か、教育庁か。本人への伝達はどうするのか。全てつながってくる。そのあたりが非常に不安である。

義務教育課長

QRコードを読み込むのは業者である。業者については、個人情報保護の観点から、県教育委員会として指導監督を要すると考えている。

神山悦子委員

学校には公的教育を果たすとの役割があるため皆安心して子供を委ねてきたが、今回からは、学力調査の面では業者に委ねることになっていく。

QRコードには何の情報が入っているのか、番号のみか、子供の氏名や生年月日も入っているのか。

義務教育課長

入っている情報は通し番号のみである。

神山悦子委員

QRコードも問題の一つだが、4月における現場の忙しさを聞いた。

例えば、私の地元では4月末に運動会を行う小学校があり、入学してすぐに1年生も練習に入る。中学校では修学旅行がある。今回2度の学力調査があったことにより、修学旅行の説明期間が余りとれず、不十分なまま出発するしかなかったと聞いた。ことしは、4～5月の連休が10日間あったため、その前に行う行事もあり、4月の忙しさはただならぬものだったそうである。

毎年ことしのようにはないかもしれないが、4月は子供も教員も大変である。さらには、保護者もこのために子供に過去問に取り組みせるよう学校から言われて春休みもなかったとのことである。これまでは春休みだけは幾らか伸び伸びできたが、学力テストがあるから大変とのことだった。

学力テストの実施は、学力をつけるどころか多忙化の解消にもならず、物すごく大変なことになっている。その辺をきちんと検証し、問題点を改善していくべきと思うが、どうか。

義務教育課長

今年度は1回目の実施であったこと、4月に行ったことを踏まえ、マニュアル等をもう一度見直して進めていきたい。

また、事前に問題の練習をしていたとのことだが、昨年度、市町村の教育長会議や校長会議、また各教育事務所、市町村教育委員会の指導主事等を集めた会議や説明会を21回実施した。さらに、2月に行われた会議の中で、全ての公立小中学校にこのテストは一人一人の成長や伸びを見るものなので、事前の練習は行わないよう話している。

神山悦子委員

そうであればこういったことにはならない。学校現場では行わなかったとしても家庭学習でのプリントが多かったと聞いている。学校でやらない分を家庭で見ることになる。教育長は先ほど夏休みの学習に生かすと説明したが、それであれば同じような問題になるのではないか。本当によく検証願う。

これが学力向上につながるとは思えない。現場の教員や保護者、子供たちの実態をよくつかんでいく必要がある。実施前は会議を多く開いたかもしれないが、実施後の会議でもフォローしていかなければいけない。何のためのテストか

わからないことにもなりかねず、夏休みの学習に生かすとの点も、春休みの二の舞になるのではないかと心配になる。よく聞き取りした上で見直すよう要望する。

本県は埼玉県と連携して行うこととしているが、他県では、長野県など独自の学力テストをやめた県があるため、なぜやめたのかよく研究願う。やめたのには理由があるはずである。福井県は、学力テストで1番であった子供が自殺したことを受け、議会としてもうやめるべきだとのことで一致した。

そのような事例があるため、同じようにならないよう願う。

渡部信夫委員

県立高校改革について質問する。

高等学校改革懇談会について、一部の対象校で理解が進み、魅力化に向けて検討を始めたとの説明が教育長からあったが、一部の対象校とはどこを指しているか。

県立高校改革室長

小名浜高校といわき海星高校の統合に関しては、委員から一定の理解を得たと考えており、1学級本校化に関する懇談会については、川俣高校、猪苗代高校における改革懇談会で一定の理解を得たと思っている。

渡部信夫委員

統合予定校と1学級本校化の両方で理解が得られているとのことだが、まず組織について聞く。

改革懇談会を延べ13回開催したとのことだが、その構成メンバーはどのような過程で選任されたのか。

また、その懇談会は、高校改革を進める上での合意形成機関としてどういう形で住民に認知されているのか。

県立高校改革室長

改革懇談会の委員については、懇談会の設置要綱に従って選任している。例えば、高校が所在する自治体の市町村長、同じく教育長、当該校の同窓会・PTA代表、校長や地元の有識者等など、学校の統合に関する懇談会であるため、当該校に一定の理解のある方を選んでいる。

この懇談会は全て公開であるとともに、開催日程等も教育委員会のホームページで通知しているため、傍聴希望者は、会場に来訪すれば自由に傍聴できる。したがって、地元の代表も含めて懇談会委員の理解が進んだ段階で、具体的な教育内容等の魅力化の検討に入っていきたい。

渡部信夫委員

委員は懇談会の設置要綱によって選任されているとのことだが、私も地元の懇談会を2回傍聴した。私が傍聴できたのは、当局からの通知があったからであるが、懇談会に行ってみると市民、保護者等の傍聴者がほとんどいなかった。ホームページで開催日時を開示し、公開もされているとのことだが、余り地元へ情報が行き渡っておらず、傍聴者も少ない中で議論が進んでいる。

先ほど一部理解が進んでいるとの説明があったとおり、懇談会の中で理解が得られたとの判断をしているようだが、もう少し開催日時の広報に力を入れてほしい。その高校がどうなるか広く周知するため、中学校の保護者や、当該高校に進学を考えている方にも情報提供するなど、もう少し丁寧な周知を願う。

ホームページで開示しているからよいということではなく、例えばその管内の中学校を通じて保護者に文書を配布するなど、きめ細かな対応が必要だと思うが、どうか。

県立高校改革室長

改革懇談会の開催については、ホームページ等での開催案内に加え、事前に県政記者クラブへの投げ込みを行っているが、地元の中学校等への周知については行っていないため、今後の対応を考えていきたい。

渡部信夫委員

関係者が情報を入手しないと開催日時がわからない状況はどうか。生徒が学校から持ち帰る通知は、学校と保護者を

つなぐ情報手段であるため、ぜひ今後中学校、場合によっては小学校にも通知し、子供を持つ親にその情報がきちんと伝わる手段をとるよう強く要望する。

次に、懇談会とは別の組織の運営方法についてである。

統合予定の高校の魅力化も含めて教育内容を検討するため、統合予定の高校の教員、私の地元では喜多方高校及び喜多方東高校の教員間で教育内容検討委員会が開かれているとの説明が懇談会でなされている。しかし、その検討会の設置目的や内容は、懇談会にはほとんど伝わっていない。おそらく検討委員会では、教員同士で統合後の高校のあり方について検討していると思うが、懇談会とは全く別に進めている気がしてならない。

教員間で行っている検討委員会はどのような目的で設置され、それが懇談会とどのような関係を持って運営されているのか。

県立高校改革室長

教育内容検討委員会は、改革懇談会で委員からあった意見等について、現場の教員からも意見を聞き、具体的な教育内容等の魅力化、特色化について検討する組織と考えている。

教育内容検討委員会の意見も含め、具体的なものがまとまり次第、改めて改革懇談会に提示し、また懇談会の委員から意見をj得る形で、より魅力的な学校づくりにつなげていく。

渡部信夫委員

検討委員会は、懇談会に情報を提供するなどの運営を行っているとのことだが、懇談会では当該高校の保護者、いわゆるPTAの代表が参加している。懇談会において、現在高校に通う生徒の親の意見は聞けるが、そうした方が子供が卒業した後で統合になることが往々にしてある。

先ほどの話と重なるが、これから生徒を当該高校に進学させようと考えている中学校の代表や小学校の代表の意見も取り入れないと情報が不足するのではないか。

懇談会の構成メンバーについて、最初に決めたメンバーのままずっと運営していくのかどうかはわからないが、先ほど述べたような意見が地元の懇談会でも出たと記憶している。構成メンバーの追加や変更に対応できるのか。

県立高校改革室長

地元の中学校の校長も懇談会の委員として参加していることから、中学校側の立場の意見も懇談会の場で得ている認識でいたが、懇談会の委員以外からも、必要に応じて意見を聞くことは可能と考えている。

渡部信夫委員

懇談会での合意形成についてだが、懇談会は統合の承認機関とは言わないまでもこの会において理解を得ていく方針であり、一部ではそうした理解も得られているとのことであった。

一方で、今定例会に新地高校の存続を求める請願が同窓会長から提出されている。

閉会した喜多方市議会の6月定例会では、喜多方東高等学校及び耶麻農業高等学校の存続を求める意見書が全会一致で可決された。知事や教育長にその内容が届いているかもしれないが、地元の議会で全会一致で可決を見たことは県民の考え方の一つを示している。

このような意見書の可決や新地高校に関する請願の提出に対し、どのような対応をしていく考えか。

県立高校改革室長

喜多方市議会の意見書については情報を得ており、要望等も含め、地域の意見として重く受けとめる。

なお、午前中にも質疑があったが、高等学校改革懇談会において、我々の考える方向性を引き続き丁寧に説明しながら委員の理解を求めていく形で進めていきたい。

渡部信夫委員

地元の意向を重く受けとめるとのことである。

懇談会の出席メンバーから懇談会以外でも意見をj得ているが、喜多方市だけでなく、他地区においても議会への意見書提出の動きや、また反対の署名運動を始めようかの動きもあると聞いている。統合を目指す中で、地元から相当数の署名が提出されたらどうするjのか。

学校の統合もやむを得ない人口動態にあることは理解できるが、時期を含め、諸課題についてきちんと丁寧に、ある程度地元の意向に寄り添った形で進めていかなければそのような行動にも発展しかねない。

地元の意向を重く受けとめるのであれば、懇談会に限らず請願者や市議会等にも丁寧な説明の機会を設けてもよいのではないjか。

県立高校改革室長

喜多方市議会から要請はないが、一部の町議会からは全員協議会に来て説明してほしいとの要請を受けている。その際には県立高校改革室として出席し、県の考える方向性について説明するとともに質問にも答えている経緯があることから、要請があれば議会を訪問して説明したい。

渡部信夫委員

懇談会は当然として、その他の説明の機会もしっかり設けるなど、地元の合意形成には特段の努力を願う。

私の地元である喜多方高校と喜多方東高校の例を出して細かな部分を聞く。

2年後の4月1日に喜多方高校に統合するとなれば、現在、喜多方東高校に通っている生徒が4月1日をもって別の学校に行かなければならなくなる。その中で、喜多方東高校の課程を引き継いだ上で場所を移動するとのニュアンスで説明しているようだが、そうであれば編入統合ではなく、新設統合との理解で間違いないjか。

県立高校改革室長

喜多方高校と喜多方東高校の統合に関しては、両校を統合して新たな学校として再スタートを切ると説明しており、平等な統合である。

渡部信夫委員

地元では喜多方高校に喜多方東高校が編入統合されるイメージが強い。

細かなことだが、例えば2年生が3年生になり、喜多方東高校の生徒が4月から喜多方高校に行くといった状況で、校歌はどうするjのか。それまでに新しい校歌をつくるjのか、あるいは喜多方高校の校歌を歌うjのか。それとも、それぞれの校歌を2つ歌い続けるjのか。その辺が全くわからない中で将来の統合が決まっている。それらの細かな部分はいつ話し合うjのか。

急ぎ過ぎていないjか、統合ありきで進んでいないjかとの懸念が地元では払拭されていない。校歌だけでなく、制服はどうするjのか。ばらばらの制服を着た2、3年生がいて、1年生だけが全く別な制服を着るjのか、それとも喜多方高校の制服を踏襲するjのか。全くその辺が見えてこない。

そのような統合ではなく、喜多方東高校の生徒をそのまま卒業させることはできないjのか。入学募集を停止し、互いのそれまでのあり方をきちんと継承する形で、そこを選んできた生徒たちが、その思いを持って喜多方東高校を卒業するとの配慮が必要だと思うjが、その統合の手段すら住民には伝わっていない。そういった統合でよいjのか。その辺の説明をきちんとしていないように見えるjが、どうか。

県立高校改革室長

委員指摘の校歌、制服等についても、教員等で構成される教育内容検討委員会で大きな議題となると考えており、検討委員会に具体的な検討を依頼することになる。

そうしたことを明らかにできる段階になった時点で改革懇談会に通知し、連携をとる形で進めていく。

渡部信夫委員

統合時期があらかじめ決まっている。そこまでのロードマップの中に、制服や校歌の問題をどうするjかをどの時点で

どの機関が検討し、いつ懇談会に示して合意を得るのかをきちんと組み込まなければ、なかなか統合の将来像が見えてこない。

制服や校歌のみならず、高校の魅力化の問題がある。懇談会の最初の教育長説明では、喜多方らしさを魅力としてつくっていくとの話があった。喜多方らしさとは何かについて、教育委員会としてその方向性が出ていない。その魅力化については教員が決めるのか。もし地元が高校と連携してつくるのであれば、当然地元と意見交換しなければその方向性は定まらない。

したがって、その魅力をつくるにも相当の期間が必要である。それが決まらず、高校の魅力化とはこういう形だと打ち出せないまま統合時期だけが示されていることに對し、地元としては違和感を感じている。

懸念される課題を洗いざらいピックアップし、それをロードマップに位置づけ、統合までにこうした課題を解決しなければならないときちんと住民に示すべきではないか。

県立高校改革室長

喜多方高校、喜多方東高校の統合については、先日2回目の改革懇談会を開催した際、粗いものではあるが今後のスケジュールを委員に示し、意見を得た。具体的な検討課題については教育内容検討委員会で検討し、懇談会で改めて示した上で委員から意見を得たい。

渡部信夫委員

検討委員会の中で何を検討するかが懇談会に示されていない。検討内容について、こうしたことをいつまでに検討して懇談会に示すと明示し、理解を得た上での合意形成があって初めて統合のスケジュールが見えてくるのではないか。

したがって、今示されたスケジュールでそのままいけるかどうか、なかなか現時点では理解しにくい。地元でも早過ぎるとの意見があるため、当局は十分その意見を踏まえてほしい。懇談会でも急ぎ過ぎないでほしいとの意見があるので、スケジュールと検討項目についてしっかりと検討願う。

視点を少し変えて聞く。

喜多方高校と喜多方東高校は、位置的にはそれほど離れていないため、通学に関して余り問題はないかもしれないが、今後は距離がある高校の統合も予定されている。例えば耶麻農業高校が会津農林高校に統合される場合、耶麻農業高校に通っていた子供が西会津町から会津坂下町にどういった手段で通学するのか。物理的に不可能と思われるが、統合決定後、通学できない子供たちはどうするのか。

また、近距離の喜多方高校と喜多方東高校であっても、例えば喜多方東高校は、家に近いから通えていたという家庭の事情もあるため、個別事情のヒアリングも必要になるのではないか。

そうしたことも踏まえ、現在在籍している生徒をそのまま卒業させることについて検討はできないのか。

県立高校改革室長

喜多方高校、喜多方東高校については2021年4月の統合を目途としているが、統合後は一つの学校になることから、基本的に両校の生徒とも新たな一つの校舎を利用することを前提に考えている。

渡部信夫委員

喜多方高校と喜多方東高校は余り通学に問題はないかもしれない。一緒の高校で学ぼう進めていくとのことだが、私の質問は、通い切れない子供たちをどう救うかである。

これは耶麻農業高校と会津農林高校だけでなく、南会津でもそうした問題が出てくる。統合により、通えない子供が同じ校舎で学ぶのは無理がある気がしてならない。

通学距離で高校を選択しているなどそれぞれの事情があるので、選択した高校にきちんと卒業するまで通わせる柔軟な対応が必要ではないか。再度答弁願う。

県立高校改革室長

統合した場合に遠距離通学になる、あるいは自宅外からの通学が必要となる生徒に対しては実情に応じて負担軽減措置を検討していきたい。

また、その校舎をどう利用していくかについても、教育内容検討委員会に我々も加わり、教員とも協議しながら具体的な方向性を見出していきたい。

渡部信夫委員

議論が平行線なのでこの程度にしておく。喜多方高校、喜多方東高校の統合について、2021年で在校生も一緒に統合させるとの考えもあるが、在校生をそのまま卒業させる考え方も大事だと思うので、しっかり検討願う。

学校の魅力化に関しては、いわゆる地域らしさも必要だが、学校そのものの魅力化として、併設型の中高一貫校を望む意見が地元の首長や教育長、有識者から出されている。

そうした意見に対し、県からは前期計画については既に答申を得て策定を終え、県議会にも提出してあるため変更は困難との答弁があったが、そうした答弁のあり方はいかなものか。議会に計画は示されているが、我々はそれを全て了としたわけではなく、報告を受けているのみである。それがあたかも県議会が承認したともとれる発言をしたことについては今後注意願う。

また、懇談会では、中高一貫校については県内バランスを考慮し中通りに決定したとの話があったが、地元には、魅力化の一つとして中高一貫校をぜひ要請したいとの声がある。県立高等学校改革基本方針の4番目に「過疎・中山間地域の学習機会の確保と教育環境の向上」とあり、過疎・中山間地域の学習機会を確保していくとの考え方も示されている。そうした中で、中高一貫校をあえて中通りに設置する必要があるのか。本当にそれでバランスがとれるのか。

少子化と言っても都市部では極端に生徒数が減っているわけではない。この統合問題により、過疎地での就学が非常に厳しくなる中で、地元の首長や教育長等の期待に応えるためには、基本方針にのっとって中高一貫校のあり方を考えるべきと思うが、どうか。

県立高校改革室長

併設型中高一貫校については、既に会津地区の会津学鳳高校と浜通りのふたば未来学園に設置しているため、全県的なバランスを考慮し、中通りに設置を検討するとの方向性を前期実施計画において明示しており、その方向で検討を進めていきたい。

渡部信夫委員

計画の内容に沿って答弁せざるを得ないと思うが、地元の要望もあるため、中高一貫校については丁寧に検討し、魅力化をどう図るか、きちんと地元と協議願う。

魅力化とも関係するが、県立高校改革は統合だけでなく、各学校のスタイルをどうつくるかも含まれていると思う。

例えば、いわゆる不登校でケアが必要な子供たちがいる。親がそうした子供たちを高校に行かせたいと思った場合、それに適したケアが十分に行える高校が地元にある。高校名は伏せるが、地元ではその高校の魅力も把握している。しかし、統合になればその高校がなくなり、その子供の問題がぶり返すかもしれない。学校の魅力には、多様な子供たちに対してきめ細かい対応ができる点もある。

したがって、どうやってそのような魅力を継承したり、統合後の各校において新たな魅力をつくり出していくかを考えなければならない。喜多方高校、喜多方東高校だけが先行するのではなく、そのほかの高校の魅力はどうつくっていくかを同時に検討しながら、子供たちの選択肢が複数ある形にしなければならない。喜多方東高校を統合し、その後に耶麻農業高校を統合するなど五月雨式に行うのではなく、本県の高校はこのような性格を有する高校にしていきたいと、全県的に魅力化を進めていくべきである。

そうした中で、子供たちがさまざまな角度から自分に合った高校はどこかを考えることが必要だと思う。統合問題だけでなく、魅力化も並行して進めるべきと思うが、魅力化の創生をどのように進めていくのか。

県立高校改革室長

まず不登校の生徒についてだが、一部の高校だけでなくほとんどの高等学校に不登校の生徒がいており、今後どの学校でも生徒一人一人に対してきめ細かな指導ができる教育環境をつくっていかねばならないと考えている。

全高校で魅力化を図っていく必要があるとの委員の指摘については、まさにそのとおりであり、2月に策定した前期実施計画では、各学校の校長等と協議しながら各学校の特色化、魅力化をまとめ、統合校だけでなく、それ以外の高等学校においても学校ごとに今後の方向性をそれぞれ明示している。

この計画に従い、各学校が魅力化を図るとともに、我々もそれを支援していく。

渡部信夫委員

統合の問題とも関係するが、高校選抜の一部が変わり、Ⅰ期選抜とⅡ期選抜をあわせて新しい特色選抜とするとのことである。その中身を見ると、高校側が志願してほしい生徒像を明示した上で募集を行うとのことであり、それは統合予定の高校でも同じである。

2年後になくなる高校にもかかわらず、志願してほしい生徒像を示して募集することに非常に違和感を感じる。県が統合予定の高校として進めるのであれば、新たな高校のスタイルが出てから生徒像を示せばよいのではないか。なくなる高校でどのように生徒を募るのか。

高校教育課長

特色選抜については、各高校が志願してほしい生徒像を示すことにより、一定程度の志願者がその選抜試験を受験することとなる。

令和2年度の入試については、各学校が志願してほしい生徒像を示すことになるが、統合校においては、統合校の魅力を各学校の教員が話し合い、それを合わせた形で各学校の魅力を示すことにより志願してほしい生徒像を新たにつくり上げていく。

渡部信夫委員

子供たちを中心に考えた場合、非常にわかりにくい選抜方法や統合のあり方は厳に避けるべきである。要は、子供たちがきちんと目標を持って高校を選択できる環境を整えるのが県の仕事だと思う。

何回も言うが、目指すべき志願者を明示するのであれば、その子供たちをきちんとその高校で卒業させていく選択肢も検討するよう強く要望する。

神山悦子委員

高校の統廃合に関して質問する。

先ほど渡部委員からもあったが、懇談会は選抜した委員のみで議論している。我々も傍聴できるのはありがたいが、意見はその場では言えない。ここに閉鎖性があることから、そうした懇談会のあり方は正すべきだと思う。

懇談会のメンバーの意見を求めるのは当然であるが、地域住民、首長も含めていろいろな意見があるが言う場がなかなかない。県として、そうした意見を酌み取るべきではないのか。その上での方針設定であればまだわかるが、そうした努力をしていないのではないか。

県立高校改革室長

高等学校改革懇談会は、参加している委員の意見を聞く場と考えている。ただ、委員指摘のように市町村議会や地域住民へ説明する機会をシャットアウトしているわけではなく、要請があれば訪問し、直接説明して意見を聞くことは可能であるため、そうした形で対応していきたい。

神山悦子委員

要望があった際にはぜひ応えるよう願う。

本会議で我が党の吉田議員から質問があったとおり、吉田議員は小名浜高校といわき海星高校の2回目の懇談会の際

に傍聴に行った。その場でもちろん意見が出て、最後に室長が「皆さん、意見はないですか」とまとめにかかったが、再度その場で意見を言うにはよほどの考えがなければ言えない。そこで意見がなかったため、2回目の懇談会にもかかわらず、「方向性はこれでいいですね」と仕切ってしまったと聞いて驚いたが、それでよいのか。

こうしたことを聞くと、やはり方針ありきだと思ってしまうが、まだ決まったことではない。方針を示したのが2月8日であるから、本当はこれから始まる。関係者は議論の状況を聞いているかもしれないが、聞いていない人も割という。

初めて地域に説明する際に「もう決まったことだ」とか「こういう方針だ」とどんどん進めてよいのか。そうした発言の後で、いろいろと説明をして意見交換したとしても、変えようがないのではないのか。こうした方針ではあるが、皆の意見を聞いて考えるとの形で意見を酌み取る場が必要だと思うので、懇談会の中だけで進めないでほしい。

特に小名浜高校といわき海星高校に関する進め方はひどいと思うが、どうしてそうなったのか。

県立高校改革室長

小名浜高校といわき海星高校の統合に関する改革懇談会についてだが、第1回会議で委員から出された課題、意見等について、第2回会議で具体的対応を説明した。その結果、統合に関して委員から一定の理解が得られたと考えている。

神山悦子委員

それは懇談会の中でのまとめであって、そのまま決定事項にはしないしてほしい。

方針があるのは当然だが県民に聞く姿勢がない。全然民主的ではないが、そのような進め方でよいのか。今後も強引に進めるのか。

県立高校改革室長

小名浜高校といわき海星高校の統合に関する懇談会は、第2回で終了とは言っていない。今後、両校の教員も含めて教育内容検討委員会で具体的な検討を進めていきつつ、魅力化等について公表できる段階になれば改めて懇談会を開き、委員に示していきたい。

神山悦子委員

室長がそう答えるのであれば、これで終了ではないと考えてよいのか。

これは非常に大きな改革であり、高校再編や統廃合といった今までにないことを行うことから、いろいろな意見を反映できるようにするべきである。全員が納得することなどできないと思うが、さまざまな意見を酌んだ上で最終的な方向を決めなければいけない。

子供の声は聞かない、地元の意見もただ聞くのみとのやり方を教育現場で行ってよいのか。教育長はどう考えるか。

教育長

小名浜高校といわき海星高校については、懇談会の内外でさまざまな意見が出ている。また、喜多方方の件では、教員による検討会は何をしているのかとの質問があった。

懇談会での意見では、例えば進学校を目指してほしい、委員指摘のとおり不登校を何とかしてほしい、あるいはいわき海星高校の場合は、2つの校舎の往来について生徒の安全確保ができるのかとの指摘がある。

ただ、そうした意見について、懇談会の場で解決案を提示できないのが正直なところである。それをどう工夫したら解決できるのか等を教育の専門家である教員が議論し、解決策が提示できるようになれば懇談会に報告する形としている。

例えば、小名浜高校といわき海星高校の場合は、生徒の往来を最小限とすることを考えている。授業での行き来を余りせず、どちらかの校舎で丸一日授業ができるようにし、その分教員が往来するようにする。そうした裏方の細かなところを検討し、要請に応えるべく進めており、かなりのことは変更できる見通しだと室長も答弁している。

今後とも懇談会を開催していくが、要請があれば出向いて説明もしていく。逆に同窓会長等直接私に要望に来る方と

も会っており、そうした声を可能な限り聞き、反映できるものは反映しながら進めていきたい。

神山悦子委員

説明のスケジュールが非常にわかりにくいことは確かである。懇談会で方向が決まったままどんどん進んでいくようにしか見えない。教育長、室長からも答弁があったが、そうした意見をきちんと取り入れた上で、統廃合を本当に進めてよいのかとの議論もあって当然である。そこを含めてのスケジュールをきちんと示してほしい。

統廃合についての実情と意見を述べる。新地高校の場合は、首長からも復興を担ってきたことと地元で就職している子供が多いことを理由になくさないでほしいとの声がある。また、埴工業高校も同じ理由で首長から統廃合をやめてほしいとの声が上がっている。

私は議会用務で行けなかったが、私の地元の安積高校御館分校の懇談会には教育長も出席した。中田町は地域で歌舞伎を行っており、保育所から小中高まで一体的に連携して子供たちを中心にいろいろと取り組んでいる。保育所の所長である同窓会長もそうした意見を述べている。

周辺校と言われ、統廃合の対象になっている高校は、不登校や、学力がなかなか追いついていない子供が入学し、地域とかかわる中で3年間学び直してきちんと卒業していくところでもある。以前にそうした高校が統廃合の対象になり、大所帯になって勉強についていけずに中途退学してしまった生徒もいた。

いろいろな高校があるから子供たちは救われていたのに、統合によって子供たちが高校を退学せざるを得なくなる。高校卒業の資格がなければ社会に出てからずっと低賃金で暮らしていかなければならない。貧困の連鎖をなくすとの国の方針はどうしたのか。

安倍政権が進める財界が求める人材づくりや特色を出せとの高校改革をしているようだが、そうではない。高校が担ってきた地域の役割を真剣に考えてほしい。教育予算の減、統廃合による競争力の向上、教員の削減等、別のところに力点を置いているのではないか。

周辺校と言われる3年間学び直せる学校があることで子供たちは救われてきており、そうした学校を多くつくってきたことは、県教委が評価されてよい部分であり、地域もそれは評価している。それをどうしてここでなくすのか。そういう声をきちんと反映できる進め方をしてほしい。教育長なら理解できると思うが、なぜ統廃合ありきなのか。私の地元では、そうした切なる声が出て大問題になっている。

この方針が発表されたのは2月8日で、県民はその日に初めて方針を目にしたので、始まりはここである。その日で終わりではないのにどんどん進めているのは本当にひどい。周辺校と言われている統廃合の対象になっている高校が担ってきた役割をどう考えているか。

県立高校改革室長

今回対象となっている高等学校も含め、県内の全ての高等学校が地域を支える人材育成に大きな役割を果たしてきたことは十分に理解している。また、多くの学校が70年を超える伝統を有し、それだけの卒業生を出していることも理解した上で今回の前期実施計画を策定した。

全県的に急激な生徒数の減少もあり、一定の集団規模の中で社会の変化に的確に対応できる力、生きる力を育てていかなければならないため、高等学校の改革、再編整備は喫緊の課題と考えている。

神山悦子委員

統廃合のことは今後も取り上げていく。地元の声をよく聞いてほしい。

高校入試について聞く。一部は特色選抜との形になるようだが、入試の仕組みはどう変わるのか。

高校教育課長

高校入試は前期選抜と後期選抜に分かれる。このうち後期選抜については、これまでのいわゆるⅢ期選抜、2次募集を継承するものとなる。前期選抜はこれまでのⅠ期選抜とⅡ期選抜を合わせたもので、3月上旬に実施する。

この前期選抜のうち、各高校の定員の5～50%を設定した上で特色選抜を実施する。特色選抜とは、各高校が志願してほしい生徒像を設定し、特色ある入試を実施するものである。

定数の残りは一般選抜となるが、一般選抜、特色選抜ともに学力検査を課す。

神山悦子委員

前期選抜は全生徒が一斉に学力試験を行うが、その翌日に特色選抜の試験を行うのか。

高校教育課長

前期選抜は1日目に学力検査を実施し、2日目に特色選抜を受験する者に対して特色検査を実施する。

神山悦子委員

初日に学力検査を行い点数が出て、翌日に特色選抜の点数が出る。合格者を決める際、その2つをどう合わせて決めるのか。

高校教育課長

学校はまず特色選抜から選考を実施する。特色選抜の受検者について、例えば定員の5%と決めていれば5%までは特色選抜で判定を実施する。残りの合格者については、一般選抜の形でいわゆる学力検査、調査書等で決定する。

神山悦子委員

入試改革については周知徹底しているのか、中学校にはどう通知しているのか。

高校教育課長

昨年度、この制度について実施要項の形で示している。今年度は5月30日に、学校が求める生徒像や特色選抜の割合を公表している。

現在は、中学校における高校説明会や夏休み中の体験入学等で中学生や保護者にきちんと説明している。

神山悦子委員

この入試改革も、高校の統廃合や特色化と並行して行っていく。つまり、生徒が選ぶ際にも中学校での進路指導においても、高校の特色化、我々が言う序列化の影響を受けることとなり、全て連動している。

そうした中で、高校が求める人物像は誰が決めるのか。

高校教育課長

各高校がそれぞれ入試委員会等で定める。

神山悦子委員

いろいろな背景が重なっているが、方向性、狙いは一緒だと思う。学力テストを小中学校で行い、高校入試でも求める人物像と言っている。やがては大学入試となるが、その改革は先に進んでいて、それに合わせた高校教育をする。

そうしていくと、望ましい人物とは財界が求める人物となり、そうした方針が政府から出されている。そのようなことでよいのか。本県の教育庁幹部としてはどう思うのか。

高校教育課長

志願してほしい人物像とは、例えば地域における伝統文化の継承活動に関心を持ち積極的に取り組む者や、フェンシング部の活動に取り組み、東北大会に出場した者など、各学校が自校の特徴として定めることを想定している。

神山悦子委員

この話題は平行線であるのでこれまでとするが、一定の方向に持っていくのはやめるよう述べておく。

次に、高校へのエアコン設置について、夏までに行うとのことだが、何月までに完了するのか。

施設財産室長

高校のエアコンについては、今月末までに40校中26校に設置予定である。

残りの14校については整備する教室が多かったり、設計に時間を要したところもあるが、ことしの夏までの稼働を目

指して進めている。

具体的には、8月になるところもあるが、夏休み中には設置できるよう進めている。

神山悦子委員

夏休み中には残りの14校が終わるとのことだが、ことしも暑くなるので早く設置願う。

エアコンのタイプがいろいろあると聞いたが、どういったものを設置するのか。

施設財産室長

今回整備しているものは県が工事を行って教室に設置するものあり、天井からつり下げるタイプがメインである。

発電機はリースのものもあるが、エアコンの機械自体は全て県の買い取りで設置する。

神山悦子委員

つり下げタイプは発電機が要らないのか。

施設財産室長

通常の建物に入っている電源を使うか、発電機を使うかである。

通常は建物から電源を引くが、ことしの夏に間に合うよう工事のスピードを上げるため、一部は発電機を利用した形で設置する。

神山悦子委員

吉田議員の質問でもあったが、発電機を使うタイプでは発電機がない期間は運転できない。エアコンの使用方針について、県庁と同じ基準を示したようだが、その方針に従うと6月中旬～9月中旬に使用することとなり、リース契約もその期間となる。そうすると、5月や9月下旬の猛暑には対応できないため、期間を柔軟に設定すべきではないか。

現場の教員は真面目なので、この期間は目安であるとの通知をしなければ、方針をただ守るようになり子供たちが暑い思いをするため、柔軟に対応するよう指示しなければならないのではないかと。方針を出したのは誰か。

高校教育課長

6月15日～9月15日の期間を基本としているが、リース契約やエアコンの設置状況、気象状況等を踏まえて一定の範囲で弾力的な運用を可能としている。

エアコンが使用できない時期の気温上昇については、例えば熱中症が予見される場合には必要に応じて臨時休業を含めた学習活動の変更、中止という形で適切な措置を講じるよう校長へ周知している。

神山悦子委員

ぜひそうしてほしいが、通知を見るとその記載があるのは2番目である。緊急事態の発生時とあるが、よほど大変なときでなければ柔軟な対応ができないことになる。しかし、実際には吉田議員からもあったように、真っ赤な顔で帰宅したり、保健室で休んでいたなどのことがあった。5月でも30℃を超えた日もあり、異常気象は災害と同じである。弾力的な運用が可能との方針について、再度周知徹底願う。

また、そうした対応をするには維持管理予算が足りないのではないかと。教育の維持管理費は幾らかふやしたようだが、それでエアコンの使用期間の拡充ができるのか。

財務課長

エアコンの運転に係る維持管理費については、高校教育課長が述べたとおり、ある程度の余裕を持って運転しても十分に対応できる金額が当初予算で認められているため、その中で各学校において上手に運用してもらいたい。

神山悦子委員

どの程度増額したのか。

財務課長

前年度と比較して約1億2,000万円増額している。

神山悦子委員

エアコンを設置した学校1校当たりになるとどのくらいの増額か。

財務課長

1校当たりの積算はしていないが、前年度にPTAが設置したエアコンに関する経費を参考にして金額を算定した。

神山悦子委員

今までなかった部分が拡充されたのだから増額は当然である。エアコン設置に伴う部分の維持管理費はふやしたかもしれないが、期間の延長分がその中に含まれていないとすれば、結果として弾力的な対応はできないのではないかと。

そのためにしつこく聞いており、予算が足りない場合は補正を組むなど、維持管理費の予算全体をふやさなければならないのではないかと。そういうことは財務課長や教育長の役割だと思うが、どうか。

財務課長

先ほど高校教育課長からもあったが、エアコンの使用については一定の範囲で弾力的に対応することとしており、季節外れの突発的な猛暑といった場合でなければある程度対応できると考えている。

大体3カ月を想定して予算を積んでいるが、それを大幅に超える予算は費用対効果の考え方からしてもなかなか難しいと考えている。

神山悦子委員

財務担当からはそうした答弁になってしまう。

異常気象は一種の災害と捉え、エアコンを設置することとなった。ブロック塀も台風で被害を受けている。この異常気象を踏まえてそれなりの予算を組まない限りは、緊急対応にもならず、子供たちの命も守れない。

予算はこれまでの範囲では済まないと思われるため、足りなければきちんと手当するなど既定予算ありきでなく、気温の変化を見て科学的に結論を出すよう求める。

紺野長人委員

県立高校改革の部分で、統合後の学校のあり方等について教員による検討会で話し合っていくとの説明があったが、本来の教員の役割は子供に教育を提供することである。教育内容にかかわる部分は検討してもよいと思うが、政策的な部分の検討は、本来教育委員会の業務である。その線引きをきちんとするよう願う。

次に、入学者選抜は子供の将来を左右しかねない要素を大きく含んでいるため、何よりも高い水準で客観性や公平性を求められる。先ほど説明があった地域貢献活動等の判断が難しく、不確定要素が多い部分が余り大きくなると、客観性や公平性が損なわれる危険性がある。

例えば、家が貧しくて新聞配達をしなければならない子供が、地域貢献活動や伝統文化の継承活動に取り組めるかということもあるので、客観性や公平性の確保にしっかりと取り組んでほしい。

佐藤政隆委員

中高一貫校については、先ほどバランスを考えて中通り地区を候補としているとの説明があったが、それではなぜ中高一貫校を求めていくのか本質的な部分が見えてこないため、会津学鳳やふたば未来学園について検証しながら、少子高齢化の中でなぜ中通り地区に中高一貫校が必要かを考えなければならない。

本県から有用な人材をしっかりと育て、またそうした子供たちが戻ってきて本県の中核を担うとの部分が一番必要だと思う。そうしたところが現存する高校と新しくつくろうとする中高一貫校との相違点だと思うので、ただ単にバランスを考えるだけでなく、もっと本質的な議論を願う。

神山悦子委員

学校給食の助成について、市町村ではどうなっているか。

健康教育課長

全額補助は12市町村、2分の1補助は10市町村、一部補助は全部で10市町村であり、合わせて32の市町村が何らかの補助をしている。

神山悦子委員

学校給食費の問題は何回も取り上げてきたが、学校納付金の中で、家庭から負担が重いとの声があるのが学校給食である。子育て支援や少子化対策で59市町村のうち30市町村にまで広がったのは、全国的に見ても高い比率だと思うが、全国との比較はどうか。

健康教育課長

全国の動向は把握していないが、5月に全国担当主管課長会議があった際には補助を行っている都道府県について報告はなかった。

神山悦子委員

80億円かかると言われているが、子育て中の負担軽減や子供たちの健康、食育などいろいろな狙いがある各市町村が頑張っているの、県としても当然取り組むべきである。

県内の半数以上の市町村が取り組んでいるのは、知事が言うように少子化、人口減少、若者の流出等が現実にある中で市町村がそれぞれ頑張っている結果だと思う。

教育費の負担軽減として今後、補助も含めて検討すべきだと思う。何回質問しても冷たい答弁しか得ていないが、今後は子育て支援の立場で検討願う。

また、全国の状況も機会があれば把握してほしい。

紺野長人委員

不登校が深刻な問題となっているが、小中学校、高校における不登校の児童生徒数とその判定基準について聞く。

判定基準を聞く理由は、同じ基準で数字を追いかけていかないと正確なデータが得られないためである。

義務教育課長

欠席日数が30日に達すると不登校と判定される。公立学校における不登校の児童生徒数は、平成29年度は小学校326名、中学校1,536名、高等学校396名である。

紺野長人委員

30日とは登校日連続で30日か、それとも年度内の累計で30日か。

義務教育課長

4月から数えて欠席日数が30日に達した段階で不登校となる。

坂本竜太郎副委員長

本日質問があった大きな3つの話題については、委員指摘のとおりそれぞれの意義について、県民にわかりやすく伝えてほしい。

渡部委員から質問があった高校改革については、高校をよりよくするためにこうした取り組みがあることを県民によく理解してもらうべく、学校のOB、OGや地域ともよく協議願う。

神山委員から質問があった学力調査については、教員にも課題が見えてくることから、より効率のよい効果的な指導が期待でき、むしろ多忙化解消に一番直結すると考えている。子供が自分の学力等を把握することも大事であるため、調査の意義についてより一層発信願う。

入学者選抜も重要であり、まさに子供の人生がかかっている。全ては高校改革の流れに沿ったもので、子供たちが人生を切り開いていける高校を選択し、高校もそうした子供を選抜できる点について、県民の理解を得ることが大変重要である。

これからも教育庁にはさらなる努力を願う。

(7月 1日 (月) 企業局)

神山悦子委員

昨年度、新白河ビジネスパークで2区画、いわき四倉中核工業団地第2期区域で1区画を分譲したとのことだが、その内容を聞く。

また、いわき四倉中核工業団地では1区画はどのくらいの規模で、どういう会社に分譲したのか。さらに、現在の分譲率はどうなっているか。

次に、企業債償還の繰り入れについてだが、今年度を入れて残りはあと何年で残高はどのくらいか。

販売推進担当課長

新白河ビジネスパークは昨年度2区画を分譲し、全体面積8.9haに対して7.2haが分譲済みとなっており、分譲率は81.3%である。残る2区画1.7haのうち、0.2haについては既立地企業が拡張用地として立地協定を締結済みである。また、1.5haについても、既立地企業のグループ企業が購入を検討中である。

次に、いわき四倉中核工業団地の第2期区域については、昨年12月に東新工業(株)と分譲契約を締結した。全体面積17.1haのうち4haを分譲し、分譲率は23.4%となっている。

経営・販売課長

地域開発事業の企業債は82億9,813万6,607円であり、令和6年度が償還期限である。

神山悦子委員

一般会計から繰り入れたのはトータル100億円ではなかったのか。そのうちどのくらい償還したのか。もう一度数字を明らかにしてほしい。

経営・販売課長

一般会計からの繰り入れ金の償還財源としては総額で約93億円程度を見込んでいる。

神山悦子委員

繰り入れは93億円で、そのうち82億円が残っていて、令和6年度が償還期限との理解でよいか。

経営・販売課長

償還期限は令和6年度である。

神山悦子委員

82億円の関係と償還期限等についてトータルで理解できる資料を提出願う。

また、地域開発事業について、面積、分譲率等を示した資料が欲しい。

この2点について、委員長の差配を願う。

矢吹貢一委員長

その2点について資料提出は可能か。

経営・販売課長

可能である。

販売推進担当課長

可能である。

矢吹貢一委員長

それでは資料の提出を求める。

(7月 1日 (月) 商工労働部)

ロボット産業推進室長

商17ページの新旧対照表について訂正する。

新旧対照表の附則に今回の改正に係る施行期日を追加すべきだったが、記載が漏れていたことから、配付資料のとおり訂正する。申しわけない。

神山悦子委員

議案第10号と第11号はいずれも10月1日の施行であるが、消費税の増税に伴う改正か。

企業立地課長

議案第10号の福島県採石法関係手数料条例の一部を改正する条例については、10月1日に予定されている消費税及び地方消費税の税率引き上げに伴う改正である。

産業人材育成課長

議案第11号についても同様である。

佐藤政隆委員

議案第17号の関係で、訓練科を改正することだが、現状はどうなっているか。また、訓練科の変更によってどのような効果があるのか。

産業人材育成課長

今回改編の対象になる訓練科の現状についてだが、郡山校の組込技術工学科は、現在プログラム技術について職業訓練を行っており、浜校の計測制御工学科は、製造工場、プラント工場等のシステム制御技術について訓練を行っている。

今回の見直しは、この2学科について、イノベーション・コースト構想を担うべき人材の育成を図るため、ロボットと再生可能エネルギーに関する訓練の充実を行い、改正後はそれを学んだ学生を地域の企業等に輩出していきたい。

佐藤政隆委員

これまで各訓練科で人材を育成、供給してきた部分があると思うが、今回の変更によって今後どのような対策を打っていくのか。イノベーション・コースト関係の人材育成として再生可能エネルギー等を学んでもらうとのことだが、それについての企業からの要請はどうなっているか。

産業人材育成課長

イノベーション・コースト構想を担う人材の育成については、地域の中小企業等からも人材不足のためこうした人材を育成してほしいとの声がある。その声に応えることは喫緊の課題との認識で今回、学科の訓練内容の見直しを行う。

従来の訓練について、今回全く変わったものとするわけではなく、今まで訓練をしてきた組み込み技術、計測制御工学に加え、再生可能エネルギーやロボットについての訓練も充実させて人材育成していく。

佐藤政隆委員

イノベーション・コーストに関する人材の育成については、職業科がある高校でも取り組んでいる。いろいろな学校で取り組むことにより、結果的にばらばらになり、必要とする人材が育たないのでは困る。

相乗効果を発揮できる体制をつくっていくべきと思うが、どうか。

産業人材育成課長

委員指摘のとおり、テクノアカデミーの人材育成については、高等学校や大学等の研究機関、企業等とも連携しながら教育訓練の充実を図っていきたい。

神山悦子委員

議案を見た際には、全く新しい学科に振りかわると思っていたが、今の説明では組み込み技術や計測制御工学の学習を残しつつ「組込技術工学科」を「知能情報デザイン学科」、「計測制御工学科」を「ロボット・環境エネルギーシステム学

科」に改めるとのことだが、内容をどう理解すればよいのか。

また、定員はどうするのか。

産業人材育成課長

組込技術工学科では、今まで機械について多く訓練していたが、それを必要なものだけに抑え、その分の時間を新たな産業であるロボットや関連する技術の訓練を充実させていく。計測制御工学科については、今まで電気や電子分野の訓練を行ってきたが、例えば電気の分野ではこれまでの訓練を必要最小限に抑え、その分の時間を再生可能エネルギーの訓練に当てるなど、教育訓練を見直して充実させていく。

定員についてはこれまでと同じである。

神山悦子委員

定員については理解した。

再生可能エネルギーとロボットの分野について学ぶとの説明だったが、知能情報デザイン学科ではその両方を学ぶのか。どの分野を学ぶのかよくわからなかったため、再度説明願う。

産業人材育成課長

知能情報デザイン学科ではロボット関連産業について訓練し、ロボット・環境エネルギーシステム学科ではロボット関連産業と再生可能エネルギー関係の訓練を充実させていく。

神山悦子委員

ようやく理解できた。

再生可能エネルギーにはさまざまな技術が必要と思うが、何を学んで即戦力とするのか。

産業人材育成課長

ロボット・環境エネルギーシステム学科では、エネルギーマネジメントの技術に関する訓練を充実させていきたい。

神山悦子委員

エネルギーマネジメントとは経営に関するものか。

産業人材育成課長

再生可能エネルギーによる電気の効率的な活用技術や、例えば工場において、電力が十分にある場合は蓄電に回し、足りない場合は省エネで対応するといった効率的なエネルギー最適化技術について訓練していく予定である。

神山悦子委員

テクノアカデミーは即戦力が求められているため、内容が県民によくわかるよう丁寧な説明と周知徹底が必要である。ある程度学科の内容を理解したが、全て理解したわけではない。

佐藤委員からもあったが、同じような訓練は工業高校でも行っている。テクノアカデミーに何を求めていくかをもう少し示すべきだと思う。

佐藤政隆委員

議案第18号について聞く。

先日ロボットテストフィールドを視察したが、立地状況として、道路等の整備がないとなかなか大変だと思う。

今回、施設が徐々に完成してきたことによって手数料を設定しようだが、どのような考え方で設定したのか。既存の施設との兼ね合いもあり、利用価値を高めていくことが大事な視点だと思うが、どうか。

ロボット産業推進室長

ロボットテストフィールドの料金設定の考え方については、これまでと同様、基本的には受益者負担の原則に沿っている。施設は使用した分損耗するので、その分の費用に加え、電気料や清掃費用といった実費、さらに受け付け手数料を加えて料金を設定した。

佐藤政隆委員

あの施設は、立地条件の厳しさから利用価値が格段に高くないように見える。受益者負担の原則は、正しい視点かもしれないが、利用してもらうことを第一に考えたほうがよいのではないか。

中通りや会津から行くのはなかなか大変な立地条件であるため、利用料の設定について、条件が整い次第段階的に設定していく方法もあるのではないか。

ロボット産業推進室長

料金の設定について、類似施設に比べてどうかとの質問だと思う。世界に類を見ない施設であるため、類似施設がないこともあるが、半日使用して2～3万円と他の施設と比べても遜色ない金額を設定している。

今後、経営を続ける中で料金設定がどうかとの論点は当然発生してくると思われるため、その都度、他の施設と比較しながら料金設定を変えていく。

齋藤健治委員

商6ページ、イノベーション・コースト構想推進費の歳入でロボットテストフィールド使用料を減額している。平成30年度からの事業で既に金が足りなくなっている。民間委託での運営が決まっており、年間4億円ほどの執行経費がかかることになっているようだが、私が心配するのはこういうことである。

国の補助金を活用してつくるまではよいが、使用料収入で本当に運営が成り立つのか。日本一の施設と言っているが、非常に心配である。なぜ減額したのか。

産業創出課長

地域復興実用化開発等促進事業の部分だと思うが、これはロボットテストフィールド関係ではなく、浜通り地域等の15市町村に対する研究開発の補助金であり、平成28年度から実施し、イノベーション・コースト構想の重点分野であるロボットや再生可能エネルギー、農業分野等に補助している。

今回の14億円余りの減額については、昨年度の2月補正の段階での交付決定額に合わせて減額している。企業も研究開発する際に費用を低く抑えたいのが現実であり、人件費の削減や企業の努力によって14億円ほど削減されたため専決処分している。

齋藤健治委員

ロボットテストフィールド関係がゼロなのは理解した。

今の説明では、14億円は補助金とのことである。100万円程度であれば計算間違いで済むが、このような金額を専決処分しなければならないのは、当初の見積もりが甘かったのではないか。本来は、当初予算のとおり執行すべきなのに専決で減額せざるを得なくなったことは問題ではないか。

なぜこれだけの金額が減額になったのか聞かなければならない。根拠を詳しく説明願う。

産業創出課長

この補助金は、経済産業省から予算を得て毎年度計上しているもので、平成30年度は67億円程度の予算を確保した。予算化に当たっては、例年経済産業省と協議し、最大限の予算を得るべく交渉してきた。

委員指摘のとおりその額に追いつくよう企業の案件を組成するのが我々の最大の使命であるが、最大限企業の掘り起こしに取り組んだ結果、企業努力も含めてこの額となった。我々の案件組成が足りなかった部分もあり、おわびする。

齋藤健治委員

この件は専決なので、これ以上聞いても仕方がない。

次に、議案第18号について聞く。

佐藤委員も質問したが、ここは民営化のような形で指定業者に委託し、年間約4億円の経費がかかると見込んで始まった。始まったのはよいが、あれだけのものをつくって採算はとれるのか。

近くに工場や企業等はほとんどない。日本で一番の施設だと自慢げに言っているが、使ってもらわなければ意味がない。これから始まるため使用料が適正かどうかは実際にはわからない。実際に見たが、本当にそれだけ利用者がいるのか。指

定管理者に任せて本当に大丈夫かと誰でも思う。南相馬市の施設から浪江町の施設までは13kmあり、そこでドローンを飛ばしていくとの説明を聞いた。

なぜ聞くのかといえば、県でこうした施設をつくって赤字では済まないからである。ふくしま医療機器開発支援センターも当初から心配していたが、1年目で大赤字をつくって今補助金を入れている。運営を改善して何とか黒字にしようとしているが、そのままにしておいたらとんでもないことになっていた。

既に指定管理者に委託しており、ここに県費を入れるとおかしなことになる。本当にこの使用料で採算がとれるのか、一般財源から繰り入れることにはならないのか。

ロボット産業推進室長

使用回数については、今後最大化するように努めていく。

運営費の不足分については、経済産業省との協定に基づき、当分の間は国から得る形で要望していきたい。

斎藤健治委員

要望などという話は真に受けられない。経済産業省に要望し、足りなくなれば補填してもらおうというのは、適切な考え方ではない。本当に大丈夫か。

商16ページの第16条では、風洞棟の使用料が午前、午後18万5,000円、夜間22万2,000円、超過時間（1時間につき）6万200円とあるが、これだけの金額を設定して利用者がいなければどうするのか。

もう一度聞くが、各施設について年間の見込み額はどうなっているのか。収入が4億円以上にならなければ赤字になるのはわかっている。不足すれば経済産業省から補填を受けるとのことだが、眉唾とまでは言わないものの信じがたい。補填後に5～6億円の収入があった場合は補填額を返還するのかどうかともわからないが、契約書や覚書等はあるのか。

ロボット産業推進室長

復興庁から出されている復興の基本方針において、復興・創生期間後に対応する項目の中にロボットテストフィールドの安定的運営と記載されており、国でも復興・創生期間後のロボットテストフィールドの支援について検討がなされると認識している。

斎藤健治委員

契約がなされているような言い方だが、その程度の記載で本当に大丈夫なのか。その記載に基づいて復興庁なりが財源を手当てするのか、するとすればいつまでなのか。10年後か復興・創生期間中か、永久に有効なのか、それがよくわからない。広大な敷地の中にあれほどの建物をつくって本当に大丈夫か。利用してもらわないと意味がない。始まったばかりでだめだとは断言できないが、収入が足りなくなったらどうするのか。

なぜ聞くかと言えば福島空港の例がある。当時私は地元の鏡石町の町会議員だったが、搭乗者は150万人との説明だった。本当かと思っていたが、未来博の開催時、バブルの絶頂期でも最高で75万人にしかならず、それからずっと下がって今30万人を割っている。運営費は赤字であり、年間10億円近い一般財源を投入している。それと同じことが起きるのではないかと心配している。

ロボットテストフィールドそのものは大したものだと思うが、収支の面では相当無理があるのではないかと誰もが心配している。もう数十社も契約しており心配ないとの裏づけがあるなら問題ないが、今そうしたものはない。

納得はしていないが、議案に対する質疑はここまでとし、一般的事項については、後で丁寧に質問することとする。

渡部信夫委員

福島インバウンド復興対策事業として、外国人観光客のさらなる誘致のため2,720万円が増額されている。伝統工芸品の魅力発信や武士道精神を体感できるイベント等を行うとのことだが、もう少し詳しく説明願う。

また、財源の国庫支出金について、補助率が2分の1以内ということで文化資源活用事業費補助金が1,362万円、電源立地地域対策交付金が1,310万円計上されているが、文化資源活用事業に採択されたため、残りを電源立地地域対策交付金に求めたのか。

また、なぜ6月補正に計上したのか。

観光交流課長

伝統工芸品の魅力発信や武士道精神を体感できるイベントについてだが、本県の伝統工芸品、地場産品に斬新な発想のデザインを取り入れた「ふくしまプライドバイジュンココシノ」というブランドを立ち上げ、昨年度から実施している。これとファッションショーを融合し、さらに本県の文化である侍の精神、具体的には相馬野馬追を組み合わせたイベントを開催して情報発信し、インバウンドの観光誘客を図っていく。

財源についてだが、この事業は文化庁の補助事業であり、補助金の裏負担として電源立地地域対策交付金を活用している。

6月補正に計上した理由だが、文化庁の補助事業の公募開始が4月であった。近年非常にインバウンド観光客が増加していることから、その流れにこの事業によりさらなる観光誘客を図ることが非常に効果的と判断した。このイベントは、海外観光客が冬場に来るのは非常に難しいと考えて10月に予定しており、10月に間に合わせるには、6月補正予算に計上するほかないと判断した。

渡部信夫委員

内容はおおよそ理解した。ファッションショーのようなイベントとのことだが、どの地区でどのような形で実施するかについて、企画は立てているのか。

県産品振興戦略課長

イベントについては、県内のどこで開催するか協議中である。ファッションショーだけでなく「侍」の部分もあるため、さまざまな侍にまつわる出し物等をどの候補地で行うか現在詰めている最中である。時期は10月を予定している。

伝統的な部分については、伝統工芸の体験や工芸品の展示、販売、さらには本県の酒や郷土料理等も含め、御当地グルメを提供するブース等もそのイベントの中で展開したい。

渡部信夫委員

すばらしいイベントになるよう願うとともに、侍がテーマとのことであるから会津での開催を要望する。

次に、テクノアカデミーの条例関係だが、訓練内容の見直しにより訓練科の名称が変更される。2年の課程なので1年間だけ新しい課程で学ぶ生徒がいることになる。浜校であれば計測制御工学科がロボット・環境エネルギーシステム学科に変わるが、私が見るところ、学科の内容が相当変わる感じがする。それは郡山校の組込技術工学科と知能情報デザイン学科でもそうである。

そこで聞くが、現存する学科の訓練内容の引き継ぎはどうなるのか。例えば計測制御工学科を100とした場合、どの程度まで新しい学科に引き継がれるのか。

産業人材育成課長

具体的な数字については、条例の議決後にカリキュラムを検討、策定していく予定である。

先ほどの説明でも少し触れたが、基本的には今まで全く取り組んできていないものに取り組むわけではなく、例えば計測制御工学科では再生可能エネルギーに関し、一部のゼミや卒業製作のテーマとしてのソーラーカーの作製等に取り組んでいる。イメージとしてはそうしたものをさらに充実させ、学科全体で取り組んでいく予定である。

渡部信夫委員

本来、訓練内容の見直しをしたから訓練科の名称を変更するのではないのか。議決後に訓練内容を検討するとはどういうことか理解に苦しむ。

改正が令和2年度であれば来春の入学者をこの学科で募集する。そうすると、入学案内等について早い段階で作成しているはずである。各訓練科の内容がある程度見えていないと名称変更はあり得ないのではないのか。今の説明では名称変更だけが先行しているように見える。

再生可能エネルギーと計測制御工学は全く異なる分野に感じるが、現状でも計測制御工学科で再生可能エネルギー分野

に近い訓練を行っているのか。

産業人材育成課長

見直しについては、どういう方向性のもとに何に重点的に取り組んでいくか検討を行ってきた。先ほど述べたのは、具体的なカリキュラムについて、議決後に検討を行うとの趣旨である。

また、計測制御工学科についてだが、現在も工場においてセンサーで利用量や温度等のデータを収集して計測、数値化する訓練を行っている。今後、ロボットや再生可能エネルギー分野の技術を充実させていくため、例えばロボットにそうしたセンサーを取りつけてデータを収集したり、数値化していくなどの訓練を行っていくことを想定している。

渡部信夫委員

どういった人材育成が必要かは県が主導的に考えるより、企業等からこういう分野の人材が必要だから、こういう訓練科の訓練項目が必要になるとの意見等があって人材を育成していくことになると思うが、その辺のニーズの把握はどのようにしているか。

必要だからこそ、例えば再生可能エネルギー等の分野も訓練内容に組み込むと言いながら、2年課程なので、現在計測制御工学科に在籍している生徒は、新たな分野の訓練のチャンスは1年間しかない。そうした点をどう考えているか。

産業人材育成課長

委員指摘のニーズの把握については、地域の産業界から意見を聞く機会を各学科で設けており、情報や意見を収集している。

今回の学科の見直しについては、外部の有識者からも意見を得ながら検討を進めてきている。

渡部信夫委員

答弁漏れがある。

現時点で在籍している生徒についても、新しい分野に係る学びの機会が当然あってしかるべきではないか。せっかくそうした見直しをするのであれば、訓練課程についてコンクリートする必要はないと思うが、柔軟な対応についてどう考えるのか。

産業人材育成課長

答弁が漏れており申しわけない。

委員指摘のとおり、1年間ずれたためにそうした必要な分野の訓練が全く受けられないことのないよう柔軟に対応していきたい。

渡部信夫委員

新しい訓練内容では、技術的に補助しなければならない部分が出てくると思うが、訓練内容が多くなる中で指導員の補充体制や経費の部分をどう考えているか。

産業人材育成課長

現行の指導員にさまざまな研修を受講してもらうとともに、場合によっては外部から講師を招聘して教育、訓練することを考えている。

渡部信夫委員

学部の変更による費用負担の増加は見込まなくてよいのか。

産業人材育成課長

その分の財源をふやして対応することは考えていない。現行の人材や機器等を有効に活用して訓練を実施していく。

渡部信夫委員

現行予算で大丈夫か今後検討し、増額が必要であれば速やかに議会に相談願う。

議案第18号について、先ほども斎藤委員から質問があったロボットテストフィールドについてだが、私も視察に参加し、そこで国際的なロボット大会を開きたいとの話を聞いた。施設的には非常に立派で、年度を勘違いしていたら申しわけな

いが、2020年に合わせてロボット大会を行うとも聞いた。そうした国内もしくは国際的な大会でロボットテストフィールドの認知度を高めていく取り組みは大事だと思う。

そうした大会の際には利用料を減免する規定も必要だと思うが、どうか。

ロボット産業推進室長

減免については規則で定めることとなっており、現行の減免対象は、公の機関すなわち県、そして県が共催して国、市町村が使用する場合である。そのほか教育機関にも減免規定がある。

一方、企業については、県内の中小企業を対象に使用料を補助する仕組みを今年度から新たに設けている。

渡部信夫委員

そうした各種大会の招聘について努力願う。

部長説明要旨において、再生可能エネルギー推進関連で19件の採択がなされたとのことだが、具体的にどのような分野の再生可能エネルギーについて、事業として採択がなされたのか。

産業創出課長

大まかに言って太陽光、バイオマス、水素等の分野の再生可能エネルギーの研究開発について採択している。

渡部信夫委員

バイオマスは内容が多岐にわたると思うが、どういった形のものか。

産業創出課長

委員指摘のとおりさまざまな分野があるが、主に森林系と畜産系のバイオマスについて採択している。

渡部信夫委員

私は、この問題について一般質問で取り上げたことがあるが、県は2040年度までに再生可能エネルギー100%を達成していくとのことである。その目標のために19件の採択をしたのはわかるが、現在のところ目標をどの程度達成しているか。また、今後の方向性を聞く。

産業創出課長

その目標値と進行管理については、基本的に企画調整部の所管となる。商工労働部は、そのうち産業振興の部分を担当しており、100%の目標値に近づけるべくさまざまな取り組みをしている。今具体的な数字は持っていないが、産業分野で成果を上げて関連製品を販売している企業もここ数年出てきている。

ただ、全ての企業において、再生可能エネルギーの研究開発が始まったばかりなので、これから支援を行いどんどん成果を出していきたい。

渡部信夫委員

この話になると所管が横断的になるので、なかなか細部の質問がしづらい。

エネルギー課等と綿密な連携を図り、目標値に向かって努力するよう願う。

斎藤健治委員

ロボットテストフィールドのドローン飛行について聞く。

浪江町の施設から南相馬市の施設までは約13kmであり、大部分は海上を飛行させるとのことだが、飛行経路には陸地も含まれるはずである。室長には自民党控室まで来てもらい、飛行経路内にどのくらい人が住んでいるか説明を受けた。神山委員が現地でも質問したが、私も住民の安全が非常に心配である。調査結果について、この場でも説明願う。

また、大部分は海上を飛ぶとのことだが、近辺には漁港が2つあり、漁船も通る。漁船等に対する危険はないのか。

また、飛行場の場合は騒音公害等があるので必ず対策は必要である。福島空港でもそうした対策を行った上で地元の賛成を得た。室長は区長の了解を得ればよいなどと簡単に説明したが、そのようなわけにはいかない。

陸上及び海上の飛行経路について、どう対策を講じているか。

ロボット産業推進室長

ロボットテストフィールドでは、広域飛行区域というドローンの長距離飛行のための支援拠点を設けている。その中にどれほどの住民がいるかだが、当該区域には25の行政地区があり、居住者は約3,800名いる。

安全対策については、広域飛行区域において長距離飛行をするが、事業者には国土交通省の飛行承認を得るよう求めている。承認を得るには、第三者の上空を飛行しないよう定められている。

また、飛行経路を設定する際、第三者がいる可能性の低い場所、つまり山、川、海、森林、農地を選ぶことや、飛行時に補助員やカメラを置きドローンの周囲を監視し、第三者が飛行経路に侵入した場合にはドローンを着陸させたり、第三者がいないように移動することとされている。さらに、事故に備えて賠償保険に加入することが求められており、この2つによって安全を担保している。これまで広域飛行区域で行われた長距離飛行については、国土交通省の承認を確認しており、今後も航空法を遵守していく。

次に、住民への説明方法についてだが、これまで飛行経路に属する行政区長に説明を行っている。自治体職員、飛行を実施する事業者とともに区長を訪問し、住民への説明方法について指示を仰いでいる。その結果、住民にそれぞれ通知を配布したり、回覧版に掲載するなど指示のとおり説明している。

次に、海上については、当該地域を管轄する相馬双葉漁業協同組合及び各漁港の担当者へ説明し、担当者から各漁船に対して文書やメール等のネットワークで周知している。

海上に漁船がいた場合の対応については、国土交通省の事前承認の中で、第三者が確認された場合にはそのルートから外すことになっているため、例えば補助員やカメラが飛行経路の真下に漁船がいることを確認した場合には、飛行中止や飛行経路からよけるなどの措置をとることにより、漁船に対する危険をなくしている。

最後に、騒音対策についてである。

一般的にドローンの騒音は、100m離れると50dBとなり、これは静かな事業所と同程度のレベルである。ここまで減衰することがわかっているため、離着陸の際にはロボットテストフィールドを用い、長距離飛行の場合には、高度100m程度まで上がることで騒音が及ぶことは基本的にないと考えている。一方、有人ヘリや大型のドローンは大きな音がするので、その都度、事前に近隣の行政区長に大きな音が発生するかもしれないことを説明し、了解を得て、住民に対して通知や回覧版を用いた周知をしている。

齋藤健治委員

有人、無人にかかわらず不時着や墜落の可能性がなくなることはない。人がいればよけるとのことだったが、人や人家の上に落ちる可能性はある。保険に入っているとの説明であるが、対人賠償は無制限か、事業者は100%保険に入っているか、そこが大事である。そうでなければ絶対に安心感を持ってない。何十年も実験等をするためにあれだけの施設をつつたのであるから、しっかりと住民が安心感を得られるようにしなければならない。

事故が起きた場合にはきちんと保険で対応する、事業者や県がしっかり責任を持つとはっきり言わなければならないと思うが、どうか。

ロボット産業推進室長

事故に備えての保険については、一般的に対物、対人とも10億円から無制限までの保険に入っている事業者が多い。このことは先ほど説明したとおり国土交通省の条件に入っているため、確実に確認していく。

一方、事故に備えてそうした保険があることについて、飛行のたびに周知していきたい。

齋藤健治委員

ドローンの件については、今の説明である程度了解する。

ロボットテストフィールドを視察した際、その場で所長と話し、ロボットの全国大会や世界大会を開催すると聞いた。

Jヴィレッジでは、全国規模で企業等が集まる場合に宿泊施設や駐車場がきちんと用意されている。ところがロボットテストフィールドは、どう見ても何百台も収容できる駐車場等はない。もっとも工事中であったので駐車場には工事車両がかなり駐車していた。また、宿泊施設は南相馬市等の近辺には余りない。

こうした状況で、何千人と来客があった場合はどうするのか。いわき市や仙台市に宿泊するのか。ほかに交通の便の問題も出てくる。世界大会、全国大会を行うと言うのは簡単だが、業者のみが来るわけではないと思う。どの程度の規模でどういう大会かがその場ではよくわからなかった。

何もない中でそうした世界大会がある。日本で初めての立派な施設だと言われても心配は尽きない。交通の便、宿泊施設に加え、一日がかりの大会であれば食事も必要である。

大会の開催について、そうしたことを想定して企画立案しているのか。現場ではその説明がなかったが、どう考えているか。

ロボット産業推進室長

2020年8月にワールドロボットサミットという国際ロボット競技大会が開催される。これは経済産業省とNEDO（国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構）の主催である。大会の規模としては、現在の情報では世界から20チーム、参加者、事務局で約500名が集まるとのことであり、それにプラスして一般来場者がいる。

宿泊については、南相馬市の旅館ホテル組合と協議しており、先般、市と組合がロボットテストフィールドの来訪者の利便性向上を内容とした協定を締結した。組合だけで約1,000部屋あるため、事務局と参加者は確実に市内に泊まることができる体制を構築していきたい。

交通については、基本的には原ノ町駅からのシャトル輸送を考えている。地元のバス、タクシー会社と協議を始めており、交通手段を確保する予定である。

食事については、ロボットテストフィールドには常設の食堂はないが、地元の弁当会社やキッチンカーを持つ事業者と連絡しており、当日対応できる仕組みをつくっていきたい。

駐車場については、ロボットテストフィールドには165台の駐車場があり、大型バスにも対応できる。また、敷地は50haあるので、足りない場合は臨時駐車場をつくって対応していきたい。

斎藤健治委員

20年後に開催するような説明だが、開催は来年である。

どう考えても南相馬市に500人が宿泊できる施設などない。我々が15人ほどで行っても部屋が空いていない。本当に確認したのか。民泊まで含めればあるかもしれないが、南相馬市でそれほどの施設やホテルなどない。

関係者のみで500人である。そこに報道機関や見学者も加わる。南相馬市で開催される相馬野馬追は物すごい行事であり、私は親戚の家に泊まる。宿泊場所がないことは何回も行ってわかっている。私も全ての宿を把握しているわけではなく、ないものをあると言い張られても困るので、ここで議論をしても仕方がないが、関係者のみでも最低500人分の宿泊施設が必要である。本当に大丈夫なのか。

世界大会との説明だったので、100チームほどが参加するオリンピックのようなものだと思っていたが、参加者は世界からたった20チームか。NHKで放送している高校生のロボット大会でもその程度出場している。たった20チームで世界大会とは少し情けないが、1国1チームで20チームか。日本は1チームしか出ないのか。

また、経費は誰が負担するのか。参加者が県か。予算はどうなっているか。今後、来年度の当初予算を審議するに当たって我々としてはそこが大事である。東京オリンピック・パラリンピックは経費が莫大であるが、ある程度寄附も募っている。メダルは、使用しなくなった携帯電話で作製している。私もわざわざ都内で3個寄附した。

負担者や、寄附を募る必要性など、経費の問題をきちんと聞かなければ我々は安易に賛成できない。

ロボット産業推進室長

昨年度、500名程度の研究者と一般来場者が集まるイベントを開催しており、その際にも市内の旅館ホテル組合と相談しながらあっせんを行った。

事後のアンケート調査によればほぼ半数が南相馬市に宿泊し、そのほかは、残念ながら仙台市に流れている状況が明らかになった。そこで、この部分を南相馬市、浜通り地域全域に分散できるよう、まず枠を抑えることを主催者と協力して

行っていきたい。

経費の問題についてだが、ワールドロボットサミットの開催経費については、主催者である経済産業省、NEDOが負担する。さらにオリンピックと同様に民間のスポンサーがついており、ここからの拠出金で賄うと聞いている。

齋藤健治委員

宿泊施設については我々もわかっている。全国植樹祭があった際にも、県内外から何千人も来た。これは1日だけのイベントではなく、いわき市で前夜祭を開催したりもしたが、仙台市に宿泊した人も大勢いたのは事実である。福島市に宿泊すればよいと言うかもしれないが、福島市より仙台市のほうが交通の便がよい。

最初から仙台市に行くとの説明であれば納得できるが、500人が南相馬市原町区に宿泊できると聞くと何を言っているのかとなる。私の会社の従業員も毎日南相馬市に通っているのだからわかるが、半分しか宿泊できないと正直に説明があったのでそれは了解する。

予算については、経済産業省やNEDO、スポンサーが資金を拠出し、本県の出費がないのであれば了解する。

最後に部長に聞くが、この大会を成功させるには、経費も含め、どういう国からどのくらい参加者があるか、事業者とのかかわりはどうかなどの説明がなければならない。それも企業名がわかるくらいでなければならないが、どう考えているか。

また、大会のロボットはどういった種類のものか。原子力発電所を修理するロボットなのか、それとも全く関係なく、介護や農業用のものか。現時点では、そうした説明もなければならない。どういう大会を行うのか幾ら説明を受けてもわからない。わかっているのは2020年に開催することだけである。

県民に周知する前に、議会に対して周知してもらわなければならない。ただ世界大会と言っただけでは、我々も県民に伝えようがないから聞いている。

現場で世界大会を行うと聞いたときには確かにすごいと思ったが、内容が全くわからないのでは困る。きょう説明しろとは言わないが、少なくとも9月定例会では詳細に説明願う。

商工労働部長

委員からさまざまな指摘があったが、ロボットテストフィールドの世界大会については、室長の説明が不足している部分があった。詳細は先ほどの説明のとおりだが、本県単独ではなくもう1カ所と連携して行う。本県では特に災害関連を中心にを行う。

議案説明の中であったとおり、ロボットテストフィールドはイノベーション・コースト構想の中核をなす施設である。新たな産業としては、再生可能エネルギー、ロボット産業等さまざまなあるが、その中心としてロボットという新たな産業を本県にどう根づかせていくかである。地元企業も含め、いかに使ってもらい知名度を上げていくかが重要なので、その観点からしっかりと進めていきたい。

そのためにも、室長から説明があったように世界大会を来年度予定している。現在、詳細は主催者が詰めているが、これは大きなアピールになると考えており、なるべく早く委員にも説明できるようしっかりと対応していきたい。

大場秀樹委員

台湾との定期チャーター便の説明があったが、中国の上海路線について、最近どういう動きをしているのか。上海事務所も活動も含めて聞く。

空港交流課長

上海路線については、私も2年連続で上海を訪問し、各エアラインを回っている。当然現地の上海事務所ともタイプしながらアプローチしているが、やはり本県は風評が強いエリアだと感じている。

震災当時の駐新潟総領事であった王華主任が現在江蘇省に戻っており、毎年連続して訪問しながら、中国東方航空(MU)へもアプローチしているが、国同士の状況が改善されなければ、路線を再開することはなかなか難しい現状である。

そうした中で、日中関係の改善に向けていろいろなよい動きもあると認識しているため、こうした好機を捉え、今年度

も継続して上海便の再開に上海事務所と連携しながらアプローチしていきたい。

大場秀樹委員

報道では、来春ごろ習近平主席が訪日するようであり、日中関係が改善しつつあることを捉えて努力願う。

次は、商業まちづくり基本方針の改定について聞く。

現在は6,000㎡の規制があると思うが、いわき市のイオンモールはなぜ立地することができたのか。

商業まちづくり課長

いわき市小名浜のイオンモールは、平成26年度に届け出があったが、18年10月の条例施行後初めての届け出である。特定小売商業施設の基準店舗面積は6,000㎡以上であり、このイオンモールは店舗面積は3万3,000㎡であった。

条例の基本方針では、特定小売商業施設の誘導市町村・地域の要件があり、それ以外の部分は抑制する地域である。その誘導、抑制要件の中で、いわき市小名浜のイオンモールは誘導地域の要件に合致した。また、市街化区域で商業地域でもあるため抑制地域ではない。

条例の手続として広域調整を行うが、周辺市町村からも意見なしとなったことも踏まえ、商業まちづくり審議会で審議したところ意見なしとなった。県としても、審議会の意見等も踏まえた上で意見なしとした。

大場秀樹委員

そうすると、今の要件からすれば、伊達市に計画されているイオンは土地の用途が全く異なり、また異なったケースになると思う。

今回の改正では、圏域単位で判断とあるが、この圏域は誰が定めるのか。

商業まちづくり課長

圏域の考えについては、連携中枢都市圏と定住自立圏の2つの圏域に限定している。法制度上、連携中枢都市圏、定住自立圏が認められており、そうしたまちづくりの中でさまざまな連携の枠組みがあり、その中で商業施設の設置についてもきちんと協議されていることが前提となっている。

仮に、その特定小売商業施設の立地が単独市町村では要件をクリアできない場合でも、圏域としてそういった調整がなされているのであれば、地域要件をクリアできることになる。

今回誘導する地域については、中心市街地活性化基本計画、商業まちづくり基本構想等で定められた商業・近隣商業、準工業地域となるが、今例示のあった地域は市街化調整区域であるため、地域要件としては厳しいものと言わざるを得ない。

大場秀樹委員

福島市を例にとれば、圏域はどこ市の市町村になるのか。

商業まちづくり課長

福島市は、認定中心市街地活性化基本計画、商業まちづくり基本構想があることから単独で誘導市町村となっている。

したがって、福島市の中心市街地内の商業、近隣商業、準工業地域が誘導地域になる。

具体的な地名など詳細は言えないが、これら計画内での3つの用途地域と理解願う。

佐藤政隆委員

観光関係で聞く。

秋にかなりイベントが多く感じる。福島月間という形でホープツーリズムに企画を入れるなどしており、食の祭典もある。そうした形で頑張っているところを見せようとしているが、連携の部分ではどうか。

具体的には、例えば部長説明の1番目には秋冬観光キャンペーン、2番目にはファッションショー、3番目にはふくしまの酒まつりがある。そうした形で今後福島をどんどん売り込んでいくが、ただ単に県内だけでなく、インバウンドも含めた中でしっかり福島を売り込んでいくことが必要だと思う。

ホープツーリズム等にツアーを連携させて企画商品として入れながら福島を売り込み、インバウンドを見据えて進めて

いくべきと思うが、どうか。

観光交流課長

委員指摘のとおり、一つ一つのイベントを単発ではなく、秋冬観光キャンペーン等のイベントを行う中で、1つにまとめて売り出す方法をとっている。当然国内だけでなくインバウンドも見据えており、例えば、タイや台湾の窓口でも情報を発信し、インバウンド誘客に結びつけられるようさまざまな事業をこのキャンペーンの中で紹介していきたい。

佐藤政隆委員

伊達のあんぼ柿について、タイへの輸出を計画していると聞く。あんぼ柿は12月ぐらいが一番おいしく出荷できると思うが、こうした企画があるのであれば、酒まつりなどの際にしっかりあんぼ柿の輸出等を発信することが必要と思うが、どうか。

県産品振興戦略課長

タイへのあんぼ柿の輸出については、今週、東南アジアの3カ国からバイヤーを招聘し、あんぼ柿を含めて県内の桃、柿やブドウといったフルーツ関係を紹介することとしている。

なお、震災後初めてとなるあんぼ柿の輸出については、現在タイ当局との間で協議中であり、その協議をクリアできるよう調整している。伊達地域の方々も、あんぼ柿の再生ができると非常に喜んでいるので、農林水産部と連携しながら、その辺をクリアして取り組んでいきたい。

また、10月に実施するさまざまなイベントの中でもPRしていきたい。

佐藤政隆委員

よろしく願う。

一般質問の部長答弁で、東北中央道を含め、南東北の高速道路観光ルートを活用し、仙台空港を中心とした企画商品をつくっていくとの話があったが、福島空港は念頭にないのか。

観光交流課長

先日の一般質問の答弁では、3県の連携による環状化という部分があったため、わかりやすい南東北3県の部分ということで一番乗客数の多い仙台空港で例示をしたが、当然福島空港には台湾の定期チャーター便等もあり、県内の企画商品の提供等は日ごろから行っている。

佐藤政隆委員

言葉尻を捉えた質問で大変失礼した。今後ともよろしく願う。

商業まちづくり条例について聞く。

商業まちづくり条例の作成時には、郊外への6,000㎡以上の商業施設の立地を抑制することにより、町なかの商店街が活躍することを目的としていたと思うが、町なかも郊外も活性化しなかったのが現状だろう。

これからは、少子高齢化により町なかでの買い物といった部分もしっかり見据えていかなければならないと思うが、今回の商業まちづくり基本方針の改定を踏まえ、中小事業者や商店街の振興をどのように考えていくのか。

商業まちづくり課長

委員指摘のとおり、郊外にどんどん大規模な商業施設が立地した経緯があり、郊外への抑制、町なかへの集積を目的に条例を制定した。いわき市小名浜以外の町なかへは誘導が難しかったのが現実である。

実際、町なかにはあいている土地が少ない現状もあるため、今回の見直しでは、商業・近隣商業地域に加えて準工業地域を誘導地域に設定した。町なかにはまだ準工業地域が点在しているため、そこを近隣商業地域と合わせることによって有効活用を図っていこうというものである。

また、町なかで問題になっているのは空き家、空き店舗であり、その建物が解体されて空き地になっている。今回の基本方針の見直しの中では、そういった空き家、空き地等の遊休不動産をいかに有効に活用するかも視点としている。若者がそうしたところでいろいろなチャレンジをしていく場とするため、リノベーション事業や、買い物弱者の支援について

しっかり取り組んでいくことが必要だと考えている。

そうした意味を込め、今年度商店街がみずからの知恵と工夫によって商工団体のサポートを受けながら活性化を図る補助事業を創設した。現在、一般枠と商店街枠を設けて募集をしており、そうしたものも有効に活用してもらう予定である。

新しい基本方針には町なか、商店街の活性化も盛り込んでおり、こうした事業も活用しながら進めていきたい。

神山悦子委員

ロボットテストフィールドの関係で、ドローンについて斎藤委員から質問があり、国土交通省の規則に基づき運用しているとのことであったが、これは今回新たにそうした規則をつくったのか、それとももともとあった航空法等の規定に当てはめたのか。

ロボット産業推進室長

ドローンの長距離飛行に関する国交省の規則についてだが、これは航空法で定められており、ロボットテストフィールドとしても遵守している。

神山悦子委員

人がいるところは飛ばないとはどういうことか。

ロボット産業推進室長

飛行経路を設定する際に、人がいる可能性の低い場所を選ぶということである。可能性の低い場所とは山、海、川、森林、農地等と例示されている。その上で、実際に飛行する日には、地上側に補助員やカメラを設置し、そこに第三者がいないことを確認して飛ばすことになる。人等がいる場合には、飛行そのものの中止、飛行経路の変更、着陸等の安全措置をとるルールとなっている。

神山悦子委員

それはドローンに関する法律か。

ロボット産業推進室長

これはドローンに対してのみ適用される法律である。

神山悦子委員

このロボットテストフィールドは国内有数とのことなので、根拠となる法律の条文を文書で提出願いたい。委員長よろしく願う。

矢吹貢一委員長

資料の提出は可能か。

ロボット産業推進室長

国土交通省から出されているルールがあるので提出する。

矢吹貢一委員長

それでは提出願う。

神山悦子委員

中小企業支援に関して聞く。1つは、再生可能エネルギー関係である。

5月下旬に委員会で県内調査を行った。その中で、再生エネルギー関係として四倉工業団地の会川鉄工（株）を訪問した。地元企業が再生可能エネルギーに乗り出して頑張っており、本当にすごいと思った。林サッシ工業（株）も震災以降に改めて環境に優しい塗料を使ったとのことで、本当にいろいろと努力していると思う。

会川鉄工（株）は鋳物を作製していた会社であるが、震災、津波を受けて再生可能エネルギーに取り組むこととなった。オランダを視察し、小中規模の風力発電のタワーをつくっている会社だが、もっと大型のものをつくれと言われており、県からは別の工業団地をあっせんされ、経営上どうするか非常に迷っているとのことだった。

この会社は地元の復興を目指し、また、再生可能エネルギーでも貢献したいとのことなので従業員を40人ほど雇用している

企業である。阿武隈山系での風力発電について、我々が基数を減らせと言ったら大型になってしまったが、大型になればその工場をつくったとしても、運ぶ方法は船しかないなど、いろいろな問題があることがわかった。

中小企業の支援、例えば会川鉄工（株）のような会社の支援については本来どうあるべきなのか。県の方針がどんどん変わればそれに追いつくのは大変であるし、せっかくなつく工場が経営上立ち行かなくなっても大変である。外国から機械を導入し、自分たちの技術も磨いてきたことをどう考えているか。

産業創出課長

中小企業支援の話だが、会川鉄工（株）については再生可能エネルギー産業の推進のため、これまでも立地補助金を初めとした補助と、再生可能エネルギー関連産業育成・集積支援機関であるエネルギーエージェンシーふくしまを通じた技術的支援等を行っている。

現在の工場で大型のタワーを作製できないわけではないが、量産化する場合には厳しい部分があり、いろいろな課題があることは我々も承知している。タワーがこれからどんどん大型化するに当たって技術力も必要になり、曲げる板の厚みもどんどん変わってくるので、それについても今年度の地域振興実用化開発等促進事業の中で支援している。

そうしたさまざまな支援を行っているが、会川鉄工（株）が新たな工場を建てたい場合や新たな開発支援を希望する場合には相談に応じていきたい。我々は再生可能エネルギー関連産業の推進を掲げているので、会川鉄工（株）に限らず最大限の支援をしていく。

神山悦子委員

県は、復興事業として再生可能エネルギー産業を推進しており、中小企業の仕事おこしにもつなげようと取り組んできたはずである。会川鉄工（株）でもそうして頑張ってきており、鉄板を丸める機械を導入したり、技術を習得して今までにないものをつくり出してきている。工場にはつり下げ用の大型機械まで導入するなどの投資を行っており、県としてそれを生かす道を考えなければならない。

エネルギー課の所管かもしれないが、大型の風力発電一辺倒では県の方針が変わるたびについていけなくなるのではないか。何のための再生支援、復興支援か。大型になれば当然環境や人体に影響が出てくることから、一定の規制も必要である。

大型化するとしても、それまで取り組んできた企業をどう生かすか、小型の風力発電も推進するとしたらそうした支援も必要である。

今まで立地補助金やエネルギー関係の支援組織を活用して支援していても、そこで手を離してしまえば、企業努力だけでは厳しいのではないか。再生可能エネルギーは種類が多いが、企業支援の観点から商工労働部としてはどう考えているかを明確にすべきではないか。

産業創出課長

会川鉄工（株）は小型、中型のタワーを作製しており、当然ながら需要がある限りつくり続けることになると思うが、大型化については我々の方針というより市場から求められている。それによって発電効率を上げてもうけを出したいのがメーカーであり、市場の流れになっている。流れに取り残されることは避けなければならないため、会川鉄工（株）等の企業には、そうした時代の流れになってきている前提で、小中型のものに取り組んでいくとともに、市場原理としての大型化についても支援していくのが県のスタンスである。

神山悦子委員

市場原理と言うが、県が何も規制しないからではないのか。何回も言っているが、規制がないから外国資本もどんどん入り、太陽光発電にしてもメガソーラーがどんどん進出している現状がある。

2040年までに再生可能エネルギー100%にするという方針はよいが、中身が問われてくる。100%を達成できたとしても、大型のものばかりで環境にもいろいろな影響を与えているのでは元も子もなく、理念に逆行している。

もっと中小企業が参入できるようにしてほしい。私もオランダ等を視察しており、ドイツでは中小企業もきちんと仕事

につなげたり雇用をふやしている。県として、本当はそこに立場を置き、どうすべきかをエネルギー課と一緒に考えるべきではないか。そうした中で、産業や中小企業が育つようにすべきだと思うので、もっとそうしたところを太く打ち出してほしい。

大玉村長が6月定例会の冒頭に大玉村宣言を行っている。その中で、再生可能エネルギーでも環境に影響を与えないものに取り組みたいと述べている。大玉村は子育て支援でも頑張り、安達太良山の麓で農業でも頑張っている。各首長も、地域や自然を壊す産業は受け入れないとの新しい方向になってきているが、そうした意味では、本県は自然が豊かであることから、いろいろな再生可能エネルギーでの仕事おこしができるのではないかと。

外部からのいろいろな要請に応えつつ、今ある資源をどう生かして産業につなげていくか、再生可能エネルギーであれば何に取り組むかを一緒に考えていくことが今後求められると思うので、ぜひそこを今後の課題として検討し、中小企業に示してほしい。

商業まちづくり条例について、基本方針を見直し、基準店舗面積を8,000㎡として基準延べ床面積を1万㎡とするとのことだが、これは最終的に6,000㎡を1万㎡に緩和することになるのではないかと。内容について詳細に説明願う。

商業まちづくり課長

1万㎡とは大規模集客施設の床面積である。大規模集客施設では、店舗以外に例えば飲食店、バックヤード等含めて全体の床面積が1万㎡を超える場合がある。郊外にどんどん大規模集客施設ができてきているため、国が商業地域、近隣商業地域、準工業地域の立地を制限したのが平成18年の都市計画法の改正である。

それに基づき、東北管内の床面積1万㎡程度の大規模商業施設について、これらの店舗面積が幾らか算出したところのおおむね床面積の80%であったため、基準店舗面積を6,000㎡から8,000㎡に引き上げる案を作成した。

神山悦子委員

事実上は抑制がなくなってしまうと思う。基準面積の6,000㎡を取り払ってしまうことになれば、我々が何回も指摘しているとおり、今まで理念に掲げていた歩いて暮らせるコンパクトなまちづくりどころか、どんどん大きくなるばかりである。少子高齢化社会と言いながら、全く逆の方向に行くのが今度の見直しであり、それでよいかと問われている。

今回店舗面積を8,000㎡に拡大しようとしているが、この動きに合わせて相談を受けたり、条件に該当する計画が出てきているのではないかと。

商業まちづくり課長

現在はまだ案を出している段階であり、事業者からそうした相談は出ていない。現在、商業まちづくり推進条例に基づく届け出があるのは二本松市に出店を希望しているメガステージであり、届け出を見ると店舗面積は9,000㎡強である。

我々としては、この届け出は今回の改正とは関係ないと考えている。また、それ以外の案件については聞き及んでいない。

神山悦子委員

二本松市の案件は関係ないとのことだが、県の動き等を見て計画を立てるのが民間企業であり、関係があるのではないかと。

企業は県の動きを見て計画すると思うが、結局既存商店や大型店同士の潰し合いを生む。こうしたことを防いだのが本県の条例だった。佐藤委員の質問にもあったが、これで中心市街地の商店街が息の音をとめられることを危惧する。

人口がふえているなら別だが、本県も近隣県も、地方は人口が減っているのに店舗面積だけはどんどん緩和していきのはまさに逆行である。

地元である郡山市中田町に幾つか小売商店があったが、2つなくなってコンビニのようなところしかない。人口減少と客層を見ればそうなるのが普通であり、中心市街地も発展しない。全体的に購買力も落ちて景気が戻っていない。購買力もなく景気も悪く、悪い循環がどんどん続いているときに店舗面積だけ緩和していくのは実態を見ていないと思うが、それでよいのか。

商業まちづくり課長

先ほどの関係ないとの発言は訂正する。今回の見直しの件とメガステージの関係については承知していない。

持続可能なコンパクトなまちづくりの方針を堅持するのは大前提である。見直し案の意見照会の中で、市街化調整区域において地区計画をつくった上での開発を認めてほしいとの意見も出されているが、市街化調整区域についてはしっかりと抑制すべき部分であるので、その部分に関しては今回しっかりと守っている。

持続可能なまちづくりという点では、コンパクトプラスネットワークという考えの中で、広域圏の中でしっかりと中心地と周辺部が互いのまちづくりをした上できちんと連携し、有機的に互いを支えながら課題を解決していくとの視点を踏まえた上で基本方針の見直しを提示している。中心市街地における歩いて暮らせるまちづくりはますます重要になると認識しており、今回の基本方針の考え方にも入れている。

また、空き店舗等の遊休不動産を若者が活用し、新たな商業環境をつくっていくことや既存の商店についても、今回の新たな補助金を有効に活用して何とか頑張ってもらうことを考えている。我々としては町なかの活性化に対して、今後も検討しながら施策を実施していく。

神山悦子委員

伊達市に建設予定のイオンの商業施設の大きさを考えると、今の説明が本当に空疎に聞こえる。全然実態を見ていないのではないかと。伊達市への進出によりこれ以上状況が悪化しないことを祈る。そういったことが予想されるため、本当にこれでよいのかと述べておく。

最後に、今後のスケジュールについて確認する。これから審議会の答申を受けるとのことだが、最終的に基本方針はいつ改定されるのか。

商業まちづくり課長

冒頭でも説明したが、今月中旬に審議会からの答申を予定している。その答申内容を踏まえた上で改定作業を進めていく。

今回、面積等を見直したことから、事業者等に対していつから基準店舗面積が変わるのか周知する必要があるとともに、まちづくりの考えに関して市町村や県民に周知する必要があるため、1カ月ほどの周知期間をとった上で施行する流れで進めていきたい。

神山悦子委員

8月ないし9月ということか。私の意見は述べたとおりなので、今後ともそうした懸念がないよう課題に対応願う。

中小企業支援について、本会議で最低賃金の引き上げを質問した。そのやりとりの中でいろいろと意見を述べたが、最低賃金を全国一律にすることで若者の流出を防ぐ観点を今度こそ持つべきだと思う。

我々は最低賃金を1,000円に引き上げるべきとずっと述べてきたが、1,000円だとしても年収は約200万円のワーキングプアである。本県の最低賃金は772円であり、これは最低のDランクである。東京都と比べても213円低く、年間で40数万円も違うのでは若者が流出しないほうがおかしい。いわき市勿来に住む宮川えみ子議員から聞くと、当該地域では多くの人が茨城県にパートに行くそうである。同じ仕事をするのであれば普通は賃金が高いほうがよいと考える。地方の人手が足りないから全国知事会でも全国一律の最低賃金制度をつくるべきだとの声の一部が出ているそうである。

本会議でも答弁があったが、担当部局に対して改めて質問する。国の制度と言わず、本県の若者流出や人手不足をどう解消するかとの視点で、最低賃金についての考えを聞く。

雇用労政課長

最低賃金については、最低賃金法に基づき、地域ごとの労働者の生計費、賃金、企業の生産活動といったものや各種経済指標を考慮し、本県では福島労働局長が決定することと定められており、県としてはこれを尊重していく。

神山悦子委員

いろいろな実験によってわかったが、生計費については、都会であろうと地方であろうとほとんど変わらない。例えば

都会では住居費は高いが地方は車の経費がかかる。最近の全労連等の調べでは、単身男性で月23万7,558円、単身女性で23万8,971円となっており、年収で285万円が必要になる。月に20数万円なければ暮らしていけない調査結果が出ている。最低賃金は労働局が決定することだが、まずは国に要望し、最低賃金のランクをなくす必要がある。

中小企業からは、最低賃金のランクがなくなると負担が大変だとの声が結構あるが、中小企業への支援も行いつつ、これを実現していきたい。フランスやアメリカ等では最低賃金の引き上げを行っているが、国が予算を出し、中小企業の支援もきちんと行っている。

しかし、日本は逆に減らしてきている。山形県では国の最低賃金の助成に上乘せする形で支援を行っているが、この国の助成にしても設備投資等を行った場合に限定される。この時代に設備投資などできるのか。中小企業にきちんと助成するには予算が必要だが、今は6.8億円ほどしか予算がなく、かつての5分の1に減ってしまっているから、それを1,000倍に引き上げたらどうか。

我々の考えでは、従業員規模が1,000人程度までのところを支援し、最低賃金を保障しようとする7,000億円ほどが必要と試算している。今回そうした提案をしているが、せめてそのぐらいの予算要望を県から行ってほしい。そして、国への要望と同時に山形県のように独自の支援策もそろそろ考えてもよいのではないか。

震災から8年がたち、知事は口を開けば人口減少対策を最大の課題のように言っている。雇用人口をふやし、若者の流出を抑える意味では、今は非常にチャンスであり、国に求めつつ本県としても取り組むべきと思うが、もう一度その辺の検討内容を聞く。

雇用労政課長

中小企業が賃金を引き上げるためには、経営体質の強化が必要であり、そのためには生産性の向上を図ることが非常に重要と考えている。

県としては、長時間労働の是正や有給休暇の取得促進といった働きやすい職場環境づくりを通して生産性向上を図る取り組みを応援し、賃金の引き上げにつながることを目的とした独自の奨励金制度を創設している。

この制度の一層の活用を促すことにより、生産性向上や賃上げの促進を図っていく。

神山悦子委員

国に要望してほしいと述べている。

中小企業は県内の雇用の9割、大部分を占めている。そこに安心して就職でき仕事を続けられるようにするためには、先ほど説明があった支援を行うだけでなく、賃金もきちんと引き上げて安定した賃金がもらえるようにすることが肝要である。法律を変えればよく、余り難しい話ではないと思う。国への要望も含め、今後ともそこを検討願う。